

平成20年第2回尾鷲市議会定例会会議録

平成20年6月10日(火曜日)

議事日程(第2号)

平成20年6月10日(火)午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第32号 平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について
- 日程第 3 議案第33号 尾鷲市監査委員条例の一部改正について
- 日程第 4 議案第34号 市長及び副市長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第35号 教育委員会教育長の給与等に関する条例の特例を定める条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第36号 尾鷲市水道事業及び簡易水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第37号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第38号 尾鷲市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第39号 あらたに生じた土地の確認について
- 日程第10 議案第40号 字の区域の変更について
- 日程第11 議案第41号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について
- 日程第12 議案第42号 尾鷲市手数料徴収条例の一部改正について
- 日程第13 議案第43号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
(質疑、委員会付託)
- 日程第14 請願第 4号 地方切捨を許さず、紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願
- 日程第15 陳情第 3号 高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情
(委員会付託)

出席議員（15名）

1 番 神 保 美 也 議員	2 番 内 山 鉄 芳 議員
3 番 三 鬼 孝 之 議員	4 番 田 中 勲 議員
5 番 真 井 紀 夫 議員	7 番 三 鬼 和 昭 議員
8 番 高 村 泰 徳 議員	9 番 與 谷 公 孝 議員
10 番 端 無 徹 也 議員	11 番 濱 中 佳 芳 子 議員
12 番 北 村 道 生 議員	13 番 村 田 幸 隆 議員
14 番 濱 口 文 生 議員	15 番 中 垣 克 朗 議員
16 番 南 靖 久 議員	

欠席議員（0名）

説明のため出席した者

市 長	奥 田 尚 佳 君
会計管理者兼出納室長	湯 浅 英 男 君
市長公室長	栗 藤 和 治 君
総務課長	仲 明 君
防災危機管理室長	川 口 明 則 君
税務課長	世 古 正 太 郎 君
福祉保健課長	宮 本 忠 明 君
環境課長	楠 文 治 君
環境課廃棄物・資源リサイクル担当調整監	児 玉 佳 高 君
市民サービス課長	山 下 恭 徳 君
建設課長	北 村 都 志 雄 君
新産業創造課長	奥 村 英 仁 君
水産農林課長	佐々木 進 君
水道部長	岩 出 育 雄 君
尾鷲総合病院総務課長	大 川 一 文 君

尾鷲総合病院医事課長	世	古	讓	治	君
教育委員長職務代理者	岩	本	芳	和	君
教 育 長	田	中	稔	昭	君
教育委員会教育総務課長	吉	澤	壽	朗	君
教育委員会生涯学習課長	三	木	正	尚	君
教育委員会学校教育担当調整監	玉	津	勲	哉	君
監 査 委 員	濱	田	俊	次	君
監査委員事務局長	濱	野	薫	久	君

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	山	本	和	夫
議 事 ・ 調 査 係 長	内	山	雅	善
議 事 ・ 調 査 係 主 査	竹	平	專	作

〔開議 午前10時00分〕

議長（與谷公孝議員） これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は15名であります。

よって、会議は成立いたしております。

最初に議長の報告ですが、お手元に配付の報告書は朗読を省略させていただきます。

ここで、本定例会初日に選任の同意をいたしました尾鷲市教育委員会委員につきまして、その後、教育委員会が開催され、教育長が互選されました。つきましては、新しく教育長に就任されました田中稔昭氏よりごあいさつがあります。

教育長。

〔教育長（田中稔昭君）登壇〕

教育長（田中稔昭君） おはようございます。

先日3日の本会議におきまして、教育委員にご同意いただきまして、ただいまご報告がありましたように、同日の午後、教育委員会におきまして教育長に選任されました田中稔昭でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

就任してちょうど1週間になりまして、その間にたくさんの方とお会いし、また、おくれておりました校長会等の会議でもって現場の状況を今、一生懸命把握しているところでございます。継承すべき事業につきましては受け継ぎ、さらに見直しすべきものについては見直していかなければいけないと思っておりますが、現在のところ、実態を把握するところで一生懸命ということでございます。

私は、教育というものにつきましては、「不易と流行」という考え方を持っております。一つは、不易と申しますか、変えてはいけないもの、あまりこころろ変えるべきでないもの、そういう基本的・基礎的な事柄と、それからもう一つは、それぞれの時代の進歩、変化、そういう世の中の情勢に合わせて変えていかなければいけない、あるいは時には先取りをして将来に備えていくといったようなことが大事になってくるのではないかというふうに考えております。

それから、教育の内容についてでございますけれども、最近の動向を見ておりますと、かなり国の方も変化をしてきております。特に新指導要領がこのたび改定されまして、この二、三年後には小学校、続いて中学校という形で教科書等も大きく変わってまいります。そういった中で、特に学力の向上というか、そのあたりが全国的な話題になっておまして、学力の向上と、一方でゆとり教育に対する批判といったものがございます。それにつきましても、私は、現在の教育の

中で、当然学力の向上というのは全国の父母の方々の願いでもある、そして一方で、ゆとりは全くなくていいのかということ、そうでもないというふうに私は考えております。その辺のバランスをどう考えるかというところを大事にしていきたいと思っております。

例えば、詰め込み教育という言葉がございますけども、物事をきちんと学んでいくことについては、けいことか鍛練とかいうことが当然大事になってくるわけですが、そのけいこ、鍛練につきましても、受ける側が従順であるというか、そのことに対してやる気を見せているときには非常に効果的でございますけども、逆に苦手であるとか、そこから逃げ出したいというような心境の子供たちにとっては、むやみやたらに押しつけることについては、これは逆に逆効果、百害あって一利なしということになります。そういう意味で、多少回り道でも、むだと思えることであっても、いろんなメニューを用意してチャレンジさせていく、その中でまた気持ちを新たにやる気を起こさせていったり、学ぶことの楽しさを味わせていくことができると、そんなふうに考えておりますので、これも一つのそれぞれの学校現場における対応というか、いろいろあっていいのではないかなというふうに考えております。その辺のきっちり指導することと、逆にゆとりを持って構えることというのは、両方要るのではないかなというふうに考えております。

また、尾鷲の教育全体を考えたときに、私は、多少シンプル過ぎる言い方かも知れませんが、一つは常識と申しますか、しつけと申しますか、そういった基本的に当然みんなが身につけておかなければいけないことはきちっと身につけるようにする、それは当然のことでございますけども、それ以外に、将来にわたって子供たちが自立し、大人となっていくときに、尾鷲にずっと住まいをすむ方、あるいは尾鷲から出ていく方、いろいろあると思っておりますけども、そのときに尾鷲で子供時代を過ごしてよかったなという思いを持っていただける、つまり尾鷲で学んだこと、尾鷲でいろいろ体験したこと、それから尾鷲のこの豊かな風土と、それから温かい人情の中で育ったこと、学校だけじゃなくてそういうことがその人の将来のエネルギーになっていく、これも一つの生きる力、学校とか教育の力ではないかというふうに思っておりますので、そういうことも大事にしていきたいというふうに思います。

それから、教育全体のことを考えますと、今、先ほど申しましたように、国全体、あるいは県の教育の方針もかなり改革という名前で変わってきております。一方で、この地域において過疎化であったり産業の落ち込みによる財政基盤の厳

しさ等があって、なかなかこう環境を整えていくというか、人的・物的な環境を整えていくことが難しい状況もあります。その中でどうやり繰りをして知恵を絞ってやっていくかということは非常に難しいことでありますけども、その中については、現場の方々、それぞれ学校教育だけじゃなくて社会教育、生涯学習の分野のいろんなの方々、あるいはボランティアの方々、そういう尾鷲をよくしようという考え方で取り組んでおられる皆さんと連携をしながら、少しでもお役に立っていただけるとありがたいかなと思っております。

私は、一つ、人材開発と申しますか、老若を問わずなんですけども、特に若い人については、これから元気になってどんどん力をつけていっていただく、そのことが将来の尾鷲の明るい展望を見出すきっかけというか、そういうふうになることを信じて努力をしてまいりたいと思っておりますので、どうぞ議会の皆さん方におかれましても、私どもにこれからもご指導、ご鞭撻を賜りますように心からお願いをしてごあいさつにかえたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

(拍手)

議長(與谷公孝議員) ありがとうございます。今後とも教育行政の発展にご努力いただきますよう、よろしく願いいたします。

これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元に配付の議事日程第2号により取り進めたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において11番、濱中佳芳子議員、12番、北村道生議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第32号「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」から、日程第13、議案第43号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」までの計12議案を一括議題といたします。

ただいま議題の12議案につきましては、既に提案理由の説明は終わっておりますので、これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

最初に、13番、村田幸隆議員。

13番(村田幸隆議員) 議案第32号の「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」、補正予算書の第9款教育費、第5項社会教育費の

第1目社会教育総務費、2節の工事請負費の減額補正の内訳とともに、関連して今後の見通しと対応についてお尋ねをいたしたいと思います。

この減額補正につきましては、今定例会の冒頭、説明があったわけでありませうけれども、内容については一切説明がございませんでした。この陶の会がやっておる陶芸教室の移転問題につきましては、以前に陶の会から陳情が参り、議会で採択をいたしたところでありませう。それをもって前市長が当初予算に移設の予算を持ってきたという経緯があるわけがございますけれども、それが今回、減額補正ということになりまして、生活文教の中で特に市長が発言を求めて、このことについて説明をしております。この説明の報道を見て、私もそういうことだったのかということを知ったわけでありませうけれども、議会では何ら説明をされておられません。もちろんその生活文教で陳情も採択をいたしましたし、そして予算も採択をいたしましたけれども、最終的には本会議で当初予算につきましては可決をしておりますところでありまして、その際に場所としては水道事業所の跡ということも承知をしながら予算を私も賛成した1人でございます。

そういうことからいきますと、議会の議員全員にこのことをきちっと説明するべきではないか、こういうことを思うわけでありませうけれども、そういうことからあえてこの質疑の場で、再度これについての詳細なる説明を求めたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 村田議員の質疑にお答えいたします。

確かに村田議員がおっしゃるとおり、3月の当初予算の中で、この陶芸教室の工事ということをして上げております。それに見合う歳入はといいますと、水力発電施設周辺地域交付金353万7,000円を充てるということでありました。私も市長に就任する前の話ですので、執行部の中でどういう話がされていたのか、詳しいことはわからないんですけども、聞いてみますと、当初、県とかとの話では、この水力発電施設周辺地域交付金が使えないんじゃないかということで予算計上したという経緯があるらしいんですね。ですが、中部経済産業局の審査の中で耐震化されていない旧水道部跡地への交付金というのはだめですという判断がありまして、詳しい経緯はわからないんですけども、交付金の交付ということに対する基準が厳しくなったのかなという印象も受けるんですけども、そういうことがありましたので、歳入の方をこういう交付金が入るという予算計上でありましたので、今回はその交付金がないということでありませうので、一たんその歳

入の部分を消す形にさせていただくと。そして、歳入だけ消して歳出だけ残すというわけにもいきませんので、今回は歳入歳出両方を消すという形で補正予算計上したということでございます。

議長（與谷公孝議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） その経緯はわかりました。新聞報道でも私も存じておりますので、たしか移転先の水道部跡は耐震構造でないので、そういったかげんで交付金も出ないということで難しいということだったと思います。それはそれで仕方のないことでありますけれども、新聞報道しか私は見ておりませんので、市長の口からまだ聞いておりませんけれども、水道部の場所、跡地の場所も白紙になったという報道がされております。この白紙ということについては、私は非常に奇怪な感じを持つわけでありまして、我々はこの陳情が来て、そして陳情を採択した、その後、予算、場所も含めて説明が執行部からあって、それを承知の上で私どもも可決をしたわけでありまして、今回、そういう予算立てができなかったということで、予算は取り下げると、これはもういたし方のないことでありますけれども、白紙ということになれば場所も白紙になってくるわけでありまして、一からまたやり直しということになるものですから、私はこの場所だけはそのまま継続をしてもいいのではないかなと思うんです。というのは、陶の会からも何回も私のところに電話がありまして、白紙撤回ということになれば我々はどうしたらいいんだということも言われました。その中でいろいろ私もお話をしたんですけれども、今後検討していただくということを前提に白紙に戻すということでしたら、私もそれもそうかなという感じがするんですが、ただ、新聞報道のように、白紙だけが前に出てきておりますので、その辺の今後の執行部の取り組みというものをどうされていくのかなということを引きちと聞いておきたいと思っております。特に水道部の跡地につきましては、陶の会から陳情が参った、その間、私どもは前市長といろいろ話をさせていただいたり、執行部の方々とお話をさせていただきました。場所はどこがいいのかということも検討し、私の私案としては、工業高校もあいておるんだから、これは県の教育の管轄でございますから、そう簡単にはいきませんが、いろんな事情がありますけれども、そういうものがクリアできるのであれば工業高校も一つの候補地かなと。

そして、もう一つは、そうこうしておるうちに水道部が移転をしましたから、どうだろうと。教育委員会にも近いことであるし、社会教育あるいは生涯教育の一環として、活動の場として提供するのはどうだろうということでお話をして水

道部跡というものが決定したという経緯もありますので、白紙に戻って検討すると、検討はまだ聞いておりませんが、白紙に戻すということでは私は承知をしません。ですから、今後、予定地も含めて、そして予算的な手当も含めて検討されていくんでしょうけれども、そもそもこの移転という問題については、尾鷲中学校の校舎の中で陶の会が今、活動をしており、それが取り壊しによってどこかに移転をしなければいけないということから起こってきたんですね。今回は、昨今の事情からいきますと、この尾鷲中学の取り壊しということも随分と先延ばしになるのではないかな、延びるのではないかなと予測をしておりますけれども、そうすると、それまで壊すまでの間は陶の会も現在のままで使用できるわけがありますから、その検討期間というのは猶予ができたんだなという感じを持っております。そういうところで、執行部としてはその場所をどうしていくのか、今後検討されるのか、そして予算のことはもちろん検討されていくんでしょうけれども、その辺の市長の腹づもりをお聞かせいただきたいと思っておりますし、それから、水道部の跡については、水道部の跡は耐震構造になっておりませんから、これをやろうと思ったら随分予算がかかりますから、なかなか難しいかなと思っておりますけれども、陶の会が陶芸教室をあそこに持ってこないまでも、いわゆる社会教育、生涯教育の活動の場としてひとつ提供してやっていただきたい。その中で陶芸教室の展示会とかいろんな集会の場として、一つの拠点として使うことができるのではないかなと思っておりますので、場所については白紙ということじゃなくて、この場所は場所で生かして検討していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 私もゴールデンウィークでしたか、古道センターでこの陶の会の陶芸展をやっていたので初めて見ましたけども、陶の会の方々の活動ということは非常にレベルも高いですし、何とか市としてもフォローしたいなという気持ちは強く持っています。ただ、今回、当てにしていた交付金が出なかったということで、とりあえずこの予算を消させていただき議案を上程させていただいたんですが、今、村田議員が言われるように、場所として、また改めてあその場所がいいのか、それとも以前候補に挙がった、今、村田議員も言われておった工業高校跡地が、あその実習棟も非常に立派な施設ですので、あそこがいいのか、そういうことをまた改めて検討したいということでご理解いただきたいんです。

それで、今、その旧水道部跡地を陶の会の社会教育ということで展示会とか集

会の場ということがありましたけども、それは考えていなかったものですから、そのことについては改めて検討させていただきたいと思っています。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 13番、村田議員。

13番（村田幸隆議員） 物事をはっきりおっしゃる奥田市長にしては、随分歯切れが悪い答弁だなと、今、思いましたけれども、この水道事業所の跡、これを活動の場として提供してやってはどうかということについては、ぜひご承知をいただきたいなと思うんですね。すなわち、陶の会がこれを展示会あるいは集会場所として拠点として使っていたら、即、最終的にはこの水道事業所が陶の会の移転場所になるんだということではないんですね。私はそういうことを申し上げておるんじゃないんですね。移転するにはやっぱり耐震構造にしなきゃいけませんから随分とお金がかかる、金額がかかるということはよく存じております。ですから、非常に難しいかなと思いますけれども、せっかく陶の会が陳情を出して採択をした、そのやりとりがあって当初予算にした、そして候補地も水道事業所の跡ということにした、ところが予算の関係で白紙に戻ったということですが、やっぱり陶の会としては、やっと移転先が決まったと喜んだ矢先の出来事として、これは予算的な問題ですから、いかに陶の会といえども、これはもう我慢をしてもらうしかないんですねけれども、そのところを、活動をどんどんやっておる方々でございますから、展示会あるいは集会の場所として提供してやるということもひとつ必要ではないかなと。私は陶の会だけのために申し上げておるのではなくて、先ほども申し上げましたように、生涯教育、社会教育、そういった場として、そこら辺の活動の拠点の場として提供してやっていただきたいということを申し上げておるので、特に教育委員会からも近くでありますから、各公民館も近くでありますし、有効利用できるのではないかなと思いますので、耐震構造になっていないからいろいろ問題があるかもわかりませんが、そういったいわゆる軽微な活動の場として使うのであれば、今現在のままだも私は利用できるのではないかなと思いますので、その辺のところを担当課あたりと十分協議をしていただいておりますけれども、ぜひこの場で、社会教育、生涯教育の場として、拠点として、何とか陶の会の集会場あるいは展示会としてそこを活用してまいりたいというようなお返事をいただきたいと思いますので、再度、奥田市長に問いたいと思いますけれども、これをその場所として使っていただくことが、すなわちこれは陶の会が移設をする場所にはならないわけ

ですよ。先ほど来から申し上げておりますように、やっぱり耐震構造にしなければ交付金が出ない、その耐震構造をするためには随分と金額がかかるわけですから、そう簡単にできるもんじゃないです。それはやっぱり陶の会の方もよく存じておると思いますし、先ほど来から申し上げておりますように、工業高校の跡地もありますから、それこそほかの場所もまだあるかもしれません。そういったことも幅広く検討していただきたいということでありまして、まずは拠点の場として、そここのところの水道事業所の跡をひとつご提供願いたいということ、答弁をいただけないのでしたら仕方がございませんけれども、強く要望しておきたいと思いますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 村田議員の方で強く陶の会の展示会場、それから集会所ということで、旧水道部跡地があいているんだから、そうしたらいいんじゃないかというご提案ですけどもね。ただ、展示会とか集会場でしたら古道センターもありますし、その前に中央公民館もありますし、ほかにもいろんな公民館なりがありますので、私はそちらの方がいいんじゃないかなという気がするんですけども、ただ、あいている施設というものを有効活用しようやということで、今、教育委員会生涯学習課の方でもそういうことを執行部全体挙げて検討しておりますので、村田議員が言われたことも含めて今後検討していきたいというように思います。

議長（與谷公孝議員） 次に、7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 通告に従いまして質疑を行います。

「平成20年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、予算説明書では補正第1号の16ページから17ページ、歳入に関しましては10ページから13ページでございますが、まず、歳出、第2款総務費、第1項総務管理費、第12目防災費のうち、11節需用費の中の400万円、希望者配布用戸別受信機購入費について、その財源内訳と戸別受信機購入数と1台当たりの費用は幾らになるのか、及び希望者への配布基準はどうされるのかということです。特に費用につきましては、若干漏れというか、担当課等にお伺いしますと、価格がもう少し安価になるのではというお話もありますけど、その辺も具体的に、またそういったときには安価になった分の50%・50%という負担金とするのかどうか、これは歳入に1人当たり2万円でしたか、そういったことで計上されておりますので、その辺のご説明も願いたい。

それから、3月定例会で所管の委員会でありまして総務産業常任委員会の方に

「尾鷲市防災行政無線戸別受信機配布事業実施要綱（案）」が提出されて、私は、資料、議論をお伺いしていないので、委員会の方では説明だけだったのかご議論があったのかというのは把握しておりませんが、この配布対象者の中に、「この事業の対象者は次の掲げる者とする」ということで5点ありますが、そのうちの3点目は「基本的に住民である」ということは理解できるんですけど、2番目にあります「市内に本店、支店、営業所等を設置する法人」、それから5番目に「その他、市長が特に必要と認める者」とあるんですけど、私の経験というか、これまでのあれからすると、市内で営業、ビジネスをされておる方で、もう既に戸別受信機が設置されて、これは例えば住民に対する、その利用をされる方にサービスであるとかそういった形でビジネスのうちで一環として設置されておる方がおるような記憶があるんですけど、そういった意味で、今回、私は聞き取りにくいとかそういったのはありますけど、防災弱者救済の手だてではないか、隣の近隣町に比べて、近隣町は全住民に配布するという形でしたけど、これは一部の人間ということですけど、聞き取りにくいということも含めて基本的には防災弱者、これが主ではないかなと考えることから、この辺のお考えをお伺いしたいのと、それから、負担額の減免というのがあるんですけど、こういった形で平等的な配布の仕方をする中で、この辺はどの辺のことをお考えでこの実施要綱、こういったものを設けられているのかということもお伺いしたいと思います。

それから、同じく防災費のうち、18節備品購入費420万円、自動体外式除細動器、いわゆるAEDの購入費でございますが、これの財源内訳と購入数及び設置場所について詳細なご説明と、それから関連して、同じく小児用除細動パッド購入費20万円、これも通告してなかったんですけど、これについて、これまで設置されたところ、今後もする部分を合わせて24カ所分になっておるのかどうか、こういったことをお聞かせ願いたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 三鬼和昭議員の質疑にお答えいたします。

まず最初に、戸別受信機の件ですけども、本来なら全戸に無料配布というのが理想なんだと思いますけども、今、尾鷲市の財政状況を考えたらなかなか難しいということで、これは今後の大きな検討課題だと思うんですけども、とりあえず今回、4万円のうちの半分が助成が受けられるということがありましたので予算計上させていただいた次第なんですけども、今、言われた防災弱者ということで、確かに前市長は法人も対象だということで、今回も対象にしていますけども、確か

に言われるように、まずはやっぱり防災弱者の方を対象に優先的に配布していきたいというふうに考えております。

それで、あと減免とか財源構成の話でありますけども、それは防災危機管理室長の方から説明させます。

議長（與谷公孝議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） まず、戸別受信機 1 台当たりの費用は、本体のみで今、4 万円であります。今回、計 1 0 0 台を本年度は予定しております。配布希望者の皆様には、個人負担分として、現在 2 万円の負担をお願いすることとしております。

その財源内訳としましては、総額 4 0 0 万円のうち個人負担分が 2 万円掛ける 1 0 0 台で 2 0 0 万円、残り 2 0 0 万円のうち 2 分の 1 の 1 0 0 万円が、これは県の補助ですけれども、緊急地震対策促進事業補助金の津波避難体制整備事業として県からの補助であります。これは今回、今年度より戸別受信機につきましても補助対象とすることができるよということが新しくメニューとして追加されました。これによって市費分としては残り 1 0 0 万円となっております。

それから、先ほどの配布基準等、それから減免につきましては、今回、所管の委員会で要綱をお示しし検討していただくこととなりますけれども、現在、「市内の個人及び法人等」となっており、補助対象台数としては、2 万円で購入できるというのは各 1 台となっております。

それから、現在、防災行政無線戸別受信機の納入業者と折衝中でもあります。何とか安くならんかということ折衝中で、どうもちょっといい感触を得ております。ですから、今現在 4 万円の戸別受信機が数千円程度安くなるだろうと思っております。その場合、先ほど三鬼議員が言われましたように、それも当然 5 0 % ・ 5 0 % の負担となって、本人負担分は 2 万円から 1 万七、八千円程度になるんじゃないかと予想しております。

それから、備品購入費、A E D の関係ですけれども、これは小児用パッドと含めて 4 2 0 万円の補正増でございますけれども、この A E D の購入台数は本年度 1 0 台を予定しております。その設置場所は、尾鷲小学校、宮之上小学校、矢浜小学校、向井小学校、九鬼小学校、三木小学校、三木里小学校、賀田小学校の 8 校と、ほかに尾鷲市体育文化会館、尾鷲市中央公民館で計 1 0 カ所の避難所です。この小児用パッドにつきましては、今回の 1 0 カ所についての小児用パッドであります。ほかのところについては小児用パッドもないところもあり

ますから、随時これは整備していかなくてはならないと思っております。

A E Dの財源内訳としましては、A E D本体が10台で420万円、そのほかに先ほど言いました小児用パッドが10枚の20万円、計440万円となります。そのうち2分の1の219万9,000円が、これも県の補助であります、緊急地震対策促進事業補助金の災害時要援護者対策事業として219万9,000円の補助があります。それから、1,000円の端数は除きますけれども、残り220万円が地域福祉基金繰入金を充当しております。

以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 詳細な説明、よくわかりました。市長、今、担当課の話では、津波関係の補助であるということでしたので、その辺の方は早く情報とか、雨で聞こえにくいとか高齢者とかというのがあって、100台ですので高齢者にとっては高価なものですからどうかということもあるんですけど、100台がもし殺到というか希望者が多かったときは、津波関係であるとか、そういった当初の趣旨に基づいた配布の中で順番とか対象者を決めてほしいというお願いというか、それだけしておきたいと思えます。

この戸別受信機、あと法人とかそういった詳しい議論につきましては所管の委員会へ示されるということですので、そういったご議論は、私はそちらでしていただいているのではないかと思いますけど、一応提議としてお話しさせていただきます。それと、今後もこういった希望があれば、ずっとこれはやっていくのかどうかということも踏まえて答えていただきたいというのがあります。

それから、A E Dなんですけど、先ほどお話が出ておりましたように、小児用パッド、大人、子供、老若男女かかわらず、こういった対象だと思えますので、ぜひ不足しておるところは補充をしてほしいというのと、今、先ほどの担当の方の歳入の部分で、地域福祉基金というんですか、クボタの地域協力金になると思うんですけど、歳入の方でこういった話がございましたので、今回は避難場所を中心に市の避難場所と指定されているところに配布というか、配置がすべて整ったという報告もあったと思うんですけど、この計画以外に、尾鷲市としてかなり人が集まる場所、こういったところもあると思うんですね。特に市民文化会館は避難場所になっておると同時に市の施設であって指定管理者になっておる。そのほかには夢古道おわせであるとか、古江のアクアステーション、そういったところにも人がよく集まって、聖光園もそうですけど、もともと市の建物

の中を、運営を直営じゃなくて指定管理者にお願い、お任せしておるという経緯があるんですけど、それと民生事業協会さんが運営されております保育園に関しましても、一部市の施設があったりとか、尾鷲市の行政の中で保育園運営については民生事業協会さんにすべてお任せしておるというところがありますけど、そういったことについて、このクボタの地域協力金を生かす、生かさないのか、検討になっておるのかどうか。これは課がまたがることがありますので、この辺は特に市長にお伺いしたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） まず最初に、戸別受信機の方なんですけども、当然、津波対策ということでの補助金でありますので、議員が言われたように、そのことを踏まえて、殺到した場合、津波の被害の受けるところ、受けると予想されておるところを優先して配布したいというふうに考えております。

それから、一番最後のクボタからの助成金の話ですね。今回、この予算計上に当たっては、500万円のうちの220万円を取り崩すという形なんですけども、当初、私も議員時代の執行部からの説明では、半分は助成があるから500万円のクボタからの助成というのは1,000万円の効果がありますよという説明がありました。ですから、今回も220万円の取り崩しですけど、400万円の効果があるわけなんですけども、ただ、今後、その助成がどうなるのかということで、後で室長の方から説明してもらいますけども、あと残り280万円ありますので、今、議員が言われたように、人が集まる場所、そういうところに私もこのAEDを設置したいなというふうに考えておりますので、前向きにこれは検討します。

議長（與谷公孝議員） 防災危機管理室長。

防災危機管理室長（川口明則君） まず最初の、戸別受信機の今後の配布ですけれども、これも所管の委員会でお示しすることになるかと思うんですけれども、当初、今回は100台、それから希望台数等を次年度から勘案しながら、これを5年間継続を当然していきます。そして、その後、台数等も含め、この配布について再度見直しを図ります。5年間はこのまま、台数は前後すると思うんですけれども、これは継続していく予定であります。

それから、AEDにつきましては、防災危機管理室、僕のところの主導でもって整備する整備計画ですね。これは、先ほど言いました促進関係の補助金をいただいております。それにつきましては避難所という定義があります。避難所に設

置ということでありますから、このことから防災危機管理室で行う整備計画は、本年度がもう最終というふうに考えております。それから、先ほどの集客交流関係のところにつきましては、それぞれの担当課が今後実施していくものと考えております。

以上であります。

議長（與谷公孝議員） 7番、三鬼和昭議員。

7番（三鬼和昭議員） 市長、戸別受信機は求めておられる方もおると思いますし、これまででも同僚議員からもいろいろなスタイルの全戸配布ができんかという議論、市長も議員時代に聞いておると思うんですけど、そういった議論があつて、市の財政的な事情とか防災計画というか、これが戸別受信機が優先という形じゃなかった中で、こういったスタイルでの配布というんですか、これも一つの考え方、今年からそういった補助金が見えるようになったということで、これはいいことだと思うんですけど、できるだけ配布のときに、執行部とか市長とかがどういうんじゃなしに、その辺も市長がふだん言っておる透明性を持ってそういったことをしていただきたいと思うのが1点と、この質疑をする中で、歳入の方もあわせてお願いした中で、地域福祉基金、これを取り崩してということですから、その地域福祉基金、特に市長が言われたクボタの地域協力金というのが残っておりますので、議会でも議論が、A E D、そういった形で協力してもらおうということでしたので、できるだけ市民が集うところ、老若男女集うところを対象にこの協力金を生かしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 答弁は要りませんか。

市長。

市長（奥田尚佳君） 今、三鬼議員が言われたように、この配布に当たっても、もちろん私は透明性を持ってやっていきたいと思っています。

それと、あとクボタからいただいた500万円のうちの残り280万円ですね。これにつきましては、防災の避難所ということでは、もう補助金はもらえないということなんですけど、そのほかに補助メニューがあったら、それとあわせてやっていきたいと思っております。補助メニューがなくてもできるだけ早く、今、三鬼議員が言われたように、人が集まる場所、そういうところにどんどんとA E Dを置いていきたいというふうに考えております。

議長（與谷公孝議員） 以上で通告による質疑は終わりました。

他にご質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご質疑がないようですので、よって質疑を終結いたします。
お諮りいたします。

ただいま議題となっております12議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、12議案はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

次に、日程第14、請願第4号「地方切捨を許さず、紀勢国道事務所の執行体制等の拡充を求める請願」1件及び日程第15、陳情第3号「高齢者に負担増と差別医療を強いる後期高齢者医療制度の中止・撤回を求める陳情」1件の計2件を一括議題といたします。

ただいま議題の請願1件、陳情1件につきましては、朗読を省略し、お手元に配付の請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(與谷公孝議員) ご異議なしと認めます。よって、請願文書表及び陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで10分間休憩いたします。

〔休憩 午前10時46分〕

〔再開 午前10時56分〕

議長(與谷公孝議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第16、一般質問に入ります。

発言通告書が提出されておりますので、お手元に配付の一般質問表に従い、順次これを許可することにいたします。

抽選の順序により、最初に、4番、田中勲議員。

〔4番(田中勲議員)登壇〕

4番(田中勲議員) それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

新市長におかれましては、負託された市民の皆様の立場に立って、今後、ぜひとも市民のために頑張っていただきたい、それをお願いしておきます。

さて、三木里八十川問題全般についてお尋ねをいたします。

新聞報道によりますと、市長は就任以来、あらゆる場所において、市民に向かって性懲りもなく暴言・虚言を言っておられます。例えば、三木里地区会会長並びに婦人会長に対して「三木里には今後一切協力しない」とか、「三木里婦人会は環境問題に対し全く無関心だ」とか、「三木里は二分している。八十川には赤さびた水が流れ、海はど臭い、ただれたヒラメやふやけたウナギを私は見た」などと、全く根拠のない根も葉もないことを平気で言っただけからなものであります。これら市民を顧みない身勝手きわまる暴言・虚言は、市民を全くばかにしたもので、決して許されるものではなく、市長たるの資質を問われても仕方ありません。この際、市民の前に謝罪すべきではないでしょうか。

また、「三者協議会では何も解決しない」、「三木里の水源地移設は別の解決策がある」と言っておられますが、三者協議会抜きの解決策とは一体いかなるものが、ぜひとも市民の皆様の前にお披露目願いたいものであります。去る3日の三者協議会において、市長は、「16人の議員の中で私ほど八十川問題に力を尽くした者はほかにはおらないと自負している」と言っておられましたが、全くひとりよがりな発言は慎むべきであります。三木里住民の1人として私から言わせてもらえば、あなたはこの問題が起こってから今日まで、強いて言えば三木里住民のほんの一握りの団体である八十川を守る会を援護し、助言をし、擁護し続け、三木里住民を混乱に陥れ問題解決を長引かせた張本人の1人であります。今後は大いに反省をし、市長としての自覚を持ち、三者協議会に臨んでいただきたいものであります。

そもそもこの三者協議会は、昨年12月、三木里地区総会において、17対61という圧倒的多数で承認されており、その決定に沿う形で、地区・市・県との間で覚書が取り交わされたものであります。三木里地区会は、一刻も早いインター線の開通をしたいとの思いから、既に三者協議会に臨んでおり、声高に移設を主張される市長の発言は三者協議会の意向に水を差すものであり、反省をすべきでありましょう。

次に、三木里に立っております八十川を守る会が立てた看板についてお尋ねいたします。この看板の設置は、地区総会において否定され、一たん地区によって撤去されたにもかかわらず、八十川を守る会が地区住民の意思を無視して勝手に立てているものであります。全く民主主義を踏みにじる暴挙以外の何ものでもありません。海水浴シーズンももうすぐそこに迫ってきております。この見苦しい

看板の撤去を求めていくのが市長としての務めではないでしょうか。

次に、三木浦漁業組合から提出されております文書についてお尋ねいたします。この文書は、「三木里地域に設置されている看板について」との表題となっており、1、尾鷲市水産振興協議会会長名で尾鷲市長へ、2、三木浦漁業協同組合から三木里地区会会長へ、3、三木浦漁業協同組合、三木浦かん水養魚組合、三木浦小型船組合の連名で、八十川を守る会代表へそれぞれ同様の文書が提出されております。そこに書かれている内容は、要約すると「看板に書かれている文言は、漁業者にとって非常にイメージダウンであるから、その文字を抹消していただきたい」というものであります。三木浦のみならず、市内10漁協の組合員の皆様にとりましては生活権にかかわる重大問題であります。提出された文書は非常に控え目ではありますが、その行き着く先はいかなる手段にも訴えるという強い決意が読み取れるのであります。市長は、今後、看板の文字の抹消はもとより、看板の撤去についてどのような対処をされようとしているのか、お考えをお聞かせください。

議長（與谷公孝議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 田中議員のご質問にお答えいたします。

その前に、一言皆さんに。私、議員時代は4年間で16回の定例議会がありまして、その中で実に14回一般質問をさせていただきました。その中で、前市長と、よいことはよい、悪いことは悪いんやということの是々非々でいろいろ意見を交わしていただきました。いろんな提案もさせていただきましたし、当然批判もさせていただきました。そういう意味で、その中でいつも感じていたのは、何かむなしいなと終わった後で思っていたことが結構ありました。そういう意味で、そういうことが極力ないように実のある一般質問にしたいと思っていますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、田中議員のご質問に答えさせていただきますが、今、田中議員の方からお話がありましたように、6月3日、定例議会が始まった日ですけども、それが終り次第、三者協議会を再開と、私が市長に就任して以来初めての三者協議会を開催させていただきました。それで、今、中断しております工事を、せっかくインター線ができたのに、あそこで5分待たされるということもありますし、そういう意味で工事を早くやる必要もあるだろうということで工事再開ということをこの3日にも確認させていただきました。それで、早速5日の木曜日、それ

から7日の土曜日、それからきのうの月曜日、きょうもやっていると思いますけども、工事が再開しています。田中議員、工事現場を見られたかどうかわかりませんが、私は日曜日ときのうの朝に行っただけです。そしたら、日曜日の日に、たった2日ですよ、木曜日と土曜日、2日やっただけで1トンものタイヤやら金属片等の産業廃棄物等さまざま出ていました。これを見てください。きのうも朝に行きましたら直径1メートルを超える大きなタイヤが出ていたんですね。もう本当に信じられないと私は思いましたけども。

それで、先ほど田中議員が言われていました、根も葉もないと言われましたけども、茶色い油分を含んだ水がところどころから流れているんですよ。これは事実なんです。そういう問題がありまして、私はこの問題を早急に解決したいという思いがありまして、きのうも改めてこの問題というのは大変な問題だなというふうに思って帰ってきた次第なんです。

それで、思い返してみますと、ちょうど早いもので2年たちますけども、2年前の海開き、平成18年の7月2日だったと思います。その日に、ある方が、実はその当時、名柄の方でも水の問題がありましたけども、名柄だけじゃなくて八十川で産廃の問題があるんやということを目撃された方がいらっしまった。私は、そのときに何のこともさっぱりわからなかったんですね。当時の区長にもお聞きしましたが、いや、そんなことはないというお返事だったので、昼食を終えて帰ろうとしたんですね。帰ろうとしたときに、その目撃された方がまだいらっしまったら、あれだったら現場へ連れていってもいいよということだったので、私は現場を見に行っただけです。そしたら、水源地の上ですよ。水源地の上にあらゆるごみが散らばってしまっていて悪臭もひどかった。木は枯れている。写真がいっぱいありますけど、もうごみだらけですわ。ごみというか産廃物もかなりあったと。そのときに私は、水源地の上にそんなものを何ヶ月も置いていたということの後で聞きましたけども、これは大変なことが起こっているというふうに思いまして、その翌日の7月3日、これは県の方の交渉経緯の中にも、検討委員会の中で示されたものも書かれていますけども、私は翌日の3日に県の方に出向きまして、どういうことなんだという説明を求めました。そしたら、環境の方は、尾鷲港のしゅんせつ土砂についても、もうきちとごみを取って、そして我々は資源をちゃんと運んでいますということでありました。そしたら、これはどういうことなんだと、きのう、おととい見た私のこのごみは何なんだと、今、改めて思いますけども。それで、振り返ってみますと、18年7月14日に三木里の地

区会の方で三木里環境保全委員会が組織されまして、その後、この三木里環境保全委員会が中心になって県とさまざまな交渉をやっていただいたという経緯があります。

それで、県との話の中で、私も何度も話を聞かせてもらいましたが、実は資料が全然違うんですね。最初は水源地はかなり上流の方ですけども、船津川の土砂についても2,000立米しか埋めていないと言いながら4,200立米埋めておったとか、ほかのところもあらゆることが実はこうでしたということが多々ありました。そして、検討委員会が開かれたときも、実は尾鷲港のしゅんせつ土砂だけじゃなくて、賀田港の土砂も埋めたし北川の土砂も埋めた、沓川の土砂も埋めた、古川の土砂も埋めた、船津川もそうですけども、いろんなものを埋めましたということを行ったわけですね。

そういう中で、それと前後しますけども、18年の10月25日だったと思いますけども、41名の方が、その環境保全委員会の方が中心になって、わざわざ県庁まで出向いて知事に対して何とかしてほしいという陳情をされたわけですね。そして、県の方もやっと動き出して、じゃ、検討委員会をつくりますということで大学の先生5名の方を検討委員会のメンバーということで検討していただいたという経緯、この辺は田中議員もご存じだと思います。

そういう中で、たしか委員長の加藤先生は、きのうも見てきましたけども、盛り土の下の方なんて、さわるとすぐ崩れてくるような本当に柔らかい土砂ですよ。こういうのがあるから安全性にも問題があるとはっきり言われました。それから、水質検査された宮岡先生も、水源地のもっと下だったら私の子供にはこの水は飲ませられませんとはっきり言われたんですね。だから、結構これは大きな問題なんですよ。

それで、三重県の方がつくった検討委員会が、昨年19年の4月12日に意見書を出しました。ちなみに申し上げますと、これは五つあります。一つは、尾鷲しゅんせつ土と船津川掘削土の混合した盛り土区間の土砂に含まれる多量の大きなごみを撤去すること、二つ目に、今後2年間、環境調査を実施し、地域住民に報告すること、三つ目に、既設仮水道、水源地の、これはよく聞いてくださいね、井戸を深くするなど、新しい水脈からの地下水取水を検討すること、四つ目に、適切な施工管理が実施されるよう監督体制の強化、建設業者の指導を徹底すること、五つ目に、港湾等しゅんせつの取り扱いについてマニュアル整備等を図ることということが三重県の検討委員会から県に提出されました。

それで、環境保全委員会がそのことについて県に回答を求めました。その中で、県の回答は、尾鷲港しゅんせつ土と船津川を混合した盛り土区間の土砂を掘削の上、含まれている大きなごみを撤去し盛り土材として利用します。二つ目として、水質及び土壌検査の結果、環境基準値を下回っていることから影響はないと考えますとの意見をいただき、船津川掘削土砂については現状のままとします。三つ目に、既設仮水道の水源地の井戸の深さを深くするなど、新しい水脈からの地下水の取水を検討されたいとの意見をいただき、新しい水脈からの地下水の取水について、水道管理者である尾鷲市と協議していきますということを県は回答しているわけですね。それで、先ほど田中議員が言われたように、地区会の方で、その三者協議会、三重県と地区会と尾鷲市が三者でこの問題について解決を図りましょうということで、三者協議会が今、開かれているという状況であります。

私は、この三者協議会を否定するわけではありません。17対幾つとか、さっき言われていましたけども、私は全く三者協議会を否定しているわけじゃない。ただ、私は申し上げたいのは、この三者協議会というのは6カ条の決め事を確認するということになっています。これは地区会でも承認を受けているんですね。受けていますよね、皆さん。傍聴の方、受けていますね。その中で、私は問題視したいのは、第1条で、申し上げますけども、さっき五つの意見書がありましたけども、三重県は平成19年4月12日付の搬入土砂問題検討委員会からの意見書を真摯に受けとめ対応することとするということを第1条でまずうたっています。それで、さらに具体的に第5条で、三木里地区会、三重県、尾鷲市は、回答書に基づき、既設仮水道の水源地の井戸の深さを深くするなど、新しい水脈からの取水を協議することとするということになっています。ですから、三者協議会は協議しないといけないと私は思うんですよ。この三木里の搬入土砂問題を解決するために、この6カ条をきちっと議論しましょうということになっていますので、私は、今、水質が幾ら基準値を下回っているという回答であっても、やはり環境面に対する住民の皆様の不安は、こういう状況の中で決して消えないと。私は尾鷲市として安全で不安を覚えない安心した水道水を提供するという義務がありますから、そういうことで、この第5条、先ほど申し上げましたけども、三木里地区会、三重県、尾鷲市は回答書に基づき、既設仮水道の水源地の井戸の深さを深くするなど、新しい水脈の取水を協議することとしていますので、私は県にもそのことを申し上げて、地区会の区長の方からも、ぜひそれで私の方からも一緒にこれでやりませんかということでありまして、それで5月30日の金曜日午

前中に、区長の方からもわかりましたと、一緒になってこの第5条について検討すると。ですから、私はこういうことを踏まえて、じゃ、一緒になってやりましょうということで、私も区長の方に申し上げたのは、とにかくこの問題を解決する上でリーダーシップをとってくれということをお願いしました。区長もわかりましたということでしたけども、本当に市長にもぜひリーダーシップをとってくれという依頼がありましたので、私はそういう意味で早速6月3日に三者協議会を開かせていただいて、この問題を速やかに私は解決したいというふうに考えております。

それで、先ほど田中議員の方からいろんなことを言われましたけども、暴言とか妄言という投書があったようですけども、確かに前後の、新聞記事なんかもそうなんですけど、そののところだけを取り上げたりとかすることが多々あると思うんですね。議員の皆さんもそういうことがあると思うんですよ。本当は違うんだけどなという、ニュアンスは全然違うんだよなということが多々ありますよね。私もこの4年間、多々ありました。ですから、そういう意味では、言葉足らずで誤解を招いたということは、本当にこの場をかりておわびしたいと思います。申しわけありませんでした。

それで、田中議員はちょっと勘違いしていると思いますけど、先ほど三者協議会の意向に水を差すと、反省すべきだと言われましたけど、私はそのことに対しては反省する必要はないと思うんですよ。三者協議会というのは、この第6カ条を協議するといっていますから、私は第5条を協議しましょうと、協議に入ってくださいということをお願いしたと、私も同時に県に申し上げただけですので、このことに対して三者協議会の意向に水を差すと、反省すべきだということに対しては、私はいかななものかと思えます。

それから、看板の撤去のことなんですけども、この前、2日前、日曜日ですが、6月8日にも某議員仲介のもと、三木浦漁協と、それから八十川を守る会の方々が議論されておりました。私も少し傍聴させていただきましたけども、このことについては、八十川を守る会の方々が言われておりましたけども、県の動き、これまでの市の対応を見ていて手段がこれしかなかったんだという言い方でした。こういう戦術しかとらざるを得なかったと。その辺の意味は、私は深く受けとめている感じでありまして、あの看板がいいかどうかということをおっしゃると、それはこれから海開きもありますし、三木里の観光とかいろんなことを考えたら、そういう意味では早目に撤去していただきたいという気持ちは持っています。

さっき田中議員が、私は三木里を守る会に助言をしたり何かしたりとかいうことを、擁護したりとかしていますけど、そんなことは一切なくて、純粋に私のふるさとですよ。私は名柄町で生まれまして三木里幼稚園も1年通った、そういう深いふるさとに対する思いが強くありますので、やっぱりこの問題というのは速やかに僕は解決したいと、そういう思いでありますので、ぜひ、そういう揚げ足をとるような言い方だけはやめていただきたいと。ぜひ一緒になってこの問題を解決すると、三者協議会を見守っていただきたいというふうに心から思います。

以上、1回目を終わります。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） ただいま、るる説明していただきましたけど、三者協議会に至るまでの経過、三木里地区と、あるいは県からの、ずっとこの問題が起こってから。これは、るる説明していただかなくても、私どもはもう既に承知しております。ですから、今後、この三者協議会に対して、例えば3日のことでも、大きな声で、私は傍聴していましたが、あなたは県側に移設をとということを非常に強く申し出ておりました。それはどうなんですか。先ほども申しましたように、そういう県の回答、そのとおりでございますよ。前からそんなことはもう百も承知です。そのことを、移設をあなたは考えておる、26日の三木里にそれを説明したいとも申しましたな。住民に対して、26日、私が出かけていきますから、そのことを説明したいとも言いましたやないか。今月、早い機会か知らないけど。だから、そのことをちゃんと、移設するという気持ち、絶対にそれをしたいというのであれば、それをはっきり言ってくださいと言っておるんですよ。あなたはそういう気持ちなんですか、どうなんですか。三者協議会に任せますよと言うんですか。それとも私はどないしても移設を県側に要求してまいりますと言うんですか。その辺のことをきっちり説明してください。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） ちょっと田中議員は勘違いされておりますけど、私は26日とか一切言っていませんよ。私は6月中に三木里公民館において市政報告会をやらせていただきますと、それしか言っていませんよ。26日なんて、私は予定も見えていませんし、そういう勝手なことを言わないでくださいよ。

それで、確かに私は水源地の移設を求めました。それは、今、とにかく私は三者協議会の第1条の検討委員会からの意見書を真摯に受けとめて三重県は対応することと、このことをきちっとやっていただきたいということと、第5条の新し

い水脈からの取水を協議することというふうになっていますから、このことを私は協議していただきたいということを申し上げて、やはり新しい水脈ということになりますと、その水源地の移設ということも絡んでいきますので、その方が三木里住民にとってもいいでしょう。悪いことじゃないですよ、田中議員。県にそれをやっていただいたら何が悪いんですか。私は安全・安心の水を提供したいと。ここでは井戸の深さを深くするなどということを言われて、新しい水脈と言われていますけど、できたらそれは新しい水源地を移設してもらった方がより私は安全だと思いますし、安心じゃないですか。これは今の状況、きのう、私は見に行っても非常に不安やと。この赤茶びた油分を含んだ水があちこちから出て非常に気持ち悪い。これについては宮岡先生もきちっとした説明がなかったと思うんですけど、非常に気持ち悪いです。そういうことを踏まえたら、なぜそれがおかしいんですか。三木里住民にとって、これは水源地を変えてもらったより安全じゃないですか、安心じゃないですか。おかしいですかね。私はやっぱり安全で安心な水を提供するという、尾鷲市長として当然のことを私は県に申し上げたというふうに思いますけど、いかがでしょうか。

議長（與谷公孝議員） 市長に申し上げます。市長には反問権はありませんので。

4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 先ほど来聞いておりますと、やっぱりこの県の回答書に基づいて三者協議会が立ち上がって、それを検討していきましよう。それも水質の、既設の井戸を深くするなどいろいろ書いてあります。それはそのとおりですよ。そのことを協議していきましようということなんですから、別に移設のことも何もあれしていないんですよ、三木里の地区会は。それで、どうしてもという根拠は、県は回答書の中で移設はしませんよと、それに基づいておるんですよ。要するに、ごみを取りましよう、ごみは取りますよ、あとは土壌は環境基準を満たしておらないから、その中にまじっておるごみは取って、それを埋め戻しますというふうにして三木里地区会は了解しとるのです。そのことに対して、先ほど言われた5条ですか、そういうこともすべて含んで三木里地区会は進めていきましようとなっておるんですわ。移設のことは一つも要望しておりません。それを、いや、それだったらよいやないか、やれ汚い水が流れておるやないかと言うけども、それは県の言うことは国が言うことですよ。基準を満たしておるとのことですよ。それに逆らって、いや、どうしてもそれでも上流に移設せよとか、それは三木里地区会は言うておりません。

それと、看板のことについて申しましたから言いますけども、看板のことについてもそうですよ。非常に何か危険なものがまじっておると書いてありますな、具体的には言いませんけども。書いておりますよね、あの看板には。これは看板のそういう人らの常として不安をあおっとるんですよ。何の問題もない、ただごみがある、それは県は取りましょう、それは前からの方針で決まっとるんですよ。環境基準というのは国が定めた0.01グラムリッターという、ここに先生らの検討委員会の結果が出ておるじゃないですか。それは国が定めておる数値です、0.01。

これは水道部長さんにお聞きしますけども、環境基準、それから三木里の水、水源地の水は、5年前から今日まで何の変わりもないか、変化があったのか、有害物がまじっておるのか、説明をお願いいたします。環境基準についてもどういふことかということもご説明願いたいんですが。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 田中議員がなぜそこまでむきになって言われるのか、私は全く理解しかねるんですけども、田中議員は三木里の地元議員ですよね。私は執行部として、よりいい方向にしたいと、よりいいように解決したいと申し上げているのに、そこまでする必要がないんだというような、なぜそういうふうになるのか。ぜひ一緒になって、やっぱり僕は今のまちの状態はよくないと思うんですよ。だから、何とかこの問題を第5条ということに基づいて水源地の移設を求めるとか、そういうことで皆さん一緒になって一致団結してやられたらどうかなと思うんですよ。その辺が私はよくわからないんですわ。

なぜかと申し上げますと、この問題というのは、2年前の10月25日のときに知事の方に陳情書を出したときに、あれは80%を超える住民の方々の署名捺印があって、この問題を何とかしてくれということでした。この水源地の移設も過半数以上の方々が署名押印されて、三木里住民の方々が水源地の移設をしてほしいということですよ。ですから、地区会どうのこうの言われますけど、三木里住民の方々はこれを求めているわけですよ。民主主義どうのこうのと先ほど言われましたけども、私は民主主義ということと言われるんだったら、過半数以上の方々が、または8割以上の方々があの土砂はけしからんということを行っているわけですから、私はその民主主義に沿って、やっぱりこの第5条をしっかりと議論していくと。そういう意味で、田中議員は地元議員ですから、ぜひこの地元の問題を、そういうことを言っていないで、解決に向けて市と一緒にやってや

っていただけたら私は助かると思います。ですから、ぜひこの三者協議会を見守っていただいて、早急にこの問題を解決された方がいいんじゃないかなというように思います。

それで、ついでに申し上げますけども、2年前の11月20日に、地区会と、それから環境保全委員会と一緒に県の設置した検討委員会の方に要望書を出しています。その中で言われているのは、三木里には県下有数の海水浴場があると、美しい海もあって山もあって川もあると、そういう姿勢を大事にしてきたまちなんですと。そして、この地域性、伝統を踏みにじるような工事は認められないと。それで、やっぱり水源地の上に何ヶ月もわたって、この産業廃棄物等を含んだものを置いていた、そして、私は三者協議会のときにも申し上げましたけども、一部は既にその上流に埋められている可能性が十二分にあると。そういうことを考えたら、今、水質が大丈夫だからということじゃなくて、今後どうなるかわからない、突然子供たちが病気になったりとか、例えばそれを飲んでいろんなことが起こったということになったら遅いですから、そういうことの住民の不安を取り除くということで、私はこの水源地の移設ということを含めて、この第5条をきちんと議論していただきたいということで、今、三者協議会に入っておりますので、ぜひその辺のことをご理解いただきたいというふうに思います。

それから、水質の件は水道部長から説明させます。

議長（與谷公孝議員） 水道部長。

水道部長（岩出育雄君） 有害物質の基準値の意味についてご説明させていただきます。

水質基準は、水道法に基づいて厚生労働省令で定められた51項目です。水道法で定める有害物質とは、カドミウム、水銀、セレン、鉛などの29項目で、健康に関する項目です。水質基準値は、人の健康の保護の観点から、基準値の設定につきましては、WHO（世界保健機関）等が飲料水の水質基準設定に当たって広く採用している方法の基本として、1日に飲用する水の量として2リットル、人の平均体重として60キログラムを持ち、食物、空気等、他の暴露源からの寄与を考慮しつつ、生涯にわたる連続的な摂取をしても人の健康に影響が生じない水準として基準値を定めているものであります。

以上でございます。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） もう一つ、5年前から今日までの。それから、どういう検査を

されておるか。

議長（與谷公孝議員） 水道部長。

水道部長（岩出育雄君） 基準値の検査結果につきましては、数値に異常は見当たりません。今年度につきましては2月にやっております。

それと、あと他の水質検査の頻度につきましてはですけども、毎日検査につきましては、蛇口から出る飲料水につきましては、毎日検査としまして、色、濁り、消毒の残留効果、月1回の毎月検査としまして、水質変化の指標となる項目、大腸菌、一般細菌など9項目、年3回検査としまして、水質基準項目で省略できない項目、シアン、クロロホルムなど22項目、年1回検査としまして、水質基準項目の全項目51項目をやっております。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 先ほど市長は80%の住民の支持を得ておると。署名を集めましたわね。現在407名となっています。そして、三木里、名柄を合わせると、これが349名になるんですわ。世帯別でいいますと176世帯なんですわ。三木里住民は幾らおるとお思いますか。例えば800人近くおりますわな。その中の349名が、1年間かかって署名を一生懸命集めて、八十川の会のメンバーが、たったこれだけの同意しか得られないということになるんじゃないでしょうか、全く。それを、あなたは去年の議会の中でも二分しておるとか言って、200名署名を集めたからと言っていましたけど、全く偏見じゃないでしょうか。実際とは全く違う。私はこのデータからそう思いますけどね。どうですか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今、800人と言われましたけど、住んでいる方がそんなにいませんので、空き家になっているところとかがありますから、私は過半数を超えているというふうに聞いております。

それで、私は、いろんな方が署名も集めて水源地を上げてほしいという声がある中で、なぜ田中議員がそこまでする必要がないとこだわるのか、先ほど申し上げたけども、全く私には理解できません。

それで、私は申し上げますけども、去年も婦人会の方が私のところに見えました。それでいろんなものを持ってきて、廃油を流さないで石けんをつくったりとか、合成洗剤を使わないんだとか、それからお皿の汚れや油を拭き取って洗いますとか、いろんな環境面について配慮していますということで抗議に来られました。私は、そのときに当時の婦人会長に申し上げたのは、婦人会の活動を私はよ

くわかっていますと。ただ、今、北輪内中学校の跡地をグリーンツーリズムで体験という形で、今の三木里のきれいな美しい海、山、そういうものを売りにしてどんどん集客を図りたいということで動いていますね。そのことに対して、これはかなり大きな事業ですので、当然市の負担もありますと。そういうことで、皆さんが環境に力を入れていることは、僕は十二分にわかっていますと。十二分にわかっていますから、そしてグリーンツーリズムをやりたいと、中身はまだ決まっていならしいですけど、やりたいやりたいと言われるんだったら、ぜひ、まずこの八十川問題をきちんと皆さんが納得する形で解決しないことには、幾ら自然や環境やと言っても集客なんか図れるわけがないということで、私は婦人会の活動をよくわかっていますということで帰っていただいたんですよ。

それで、ちなみに申し上げますけども、2004年、4年前の6月の尾鷲の広報です。この中にも当時の三木里の婦人会長さん、「里の川」ということで書いています。ちょっと読んでみますね。「この三木里には、八十川、山後川、沓川などきれいな川が流れています」と。途中飛ばしますけど、「我が子が小さいころは泳いだり、エビをかいたりして楽しんだものですが、さまざまな環境の変化を受け、流れや水量も変化し、魚などの生き物も少なくなりました。熊野尾鷲道路の工事もあり、上流付近の景観も大きく変わりました。ホテルの生息にも少なからず影響が出ているようです。そうは言っても、八十川などは子供たちにとって大切な遊び場です。夏になると海水浴に来た人たちも八十川で遊んで帰ります。まちの人たちは自然をととても大切にしています。尾鷲の川を、海を、山を、そしてまちを美しいまま次の世代に渡していきたい。そんな思いを込めて、30年前から石けん使用や廃油石けんづくりを進めてきた婦人たち、またホテルの里づくりやアユの放流など、ふるさとを守るさまざまな取り組みをしてきた人たち、次世代に美しいまちを渡せるよう、私もまちの人たちと活動していきます」ということを当時の婦人会長は書かれております。ちょうど4年前ですね。

この中で、私が思いますのは、熊野尾鷲道路の工事が始まったということで自然も壊されていますと。ただ、私はこれを読み取るには、高速道路は皆さんが望んでいたことですから、それはそれとして歓迎するけども、できるだけ次世代の人たちにも、この豊かな自然・環境というものを次世代にわたって継承していきたいというような意味合いだと思うんですね。だから、この当時の婦人会長が非常に三木里を愛しているんだなという気がします。ですから、私は、こういう婦人会の皆さんも環境に対してかなり取り組んでいる、これはわかっていますよ。

思いは非常にわかる。だったら、私は、環境環境と言われているんだったら、まず、署名は少ないじゃないかと田中議員は言われましたけども、かなりの方々がそういう不安を持っているという状況の中で、それはまずいんじゃないかと。皆さんがそういう不安を覚えなくて、今後も環境活動というものに一生懸命取り組んでいける、そういう状況を私はつくるべきじゃないかというふうに思います。ですから、田中議員が言われていることは、私にはちょっとどうかというふうに思います。田中議員は地元議員ですから、先ほども申し上げましたけども、ぜひこの三者協議会を見守っていただいて、この解決に向けて私も一生懸命やりたいと思っていますので、ご協力いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） それで、根本的な考え方として、悪かったら市も移設はせんなんですよ。当たり前のことですよ。これは市民の命を守らんなん義務がありますから、そんなことはわかり切っとるんですよ。現在、そういうことはありませんよ、将来も恐らくありませんよという検討委員会の人らがデータを出してきちんと説明されておる。

市長（奥田尚佳君） いやいや。

4番（田中勲議員） いや、説明されておるじゃないですか。

議長（與谷公孝議員） 交通整理します。発言を続けてください。

4番（田中勲議員） 県やったら、悪かったら当然市民はそんな移設をさせません。県からやってくれますよ。だから、県は移設しません、この0.01という基準値、国の基準値を満たしておる、だから、私らは移設はしませんよとなっておるじゃないですか。それをあなたは将来が不安だからどうのこうの、将来にもそれは不安というか、そういうものがまじってきたら市もせんなん、県もせんなんですよ。当たり前のことなんですよ。それを今すぐに移設せえ、その方が将来のためだといっても、これは理屈で県は納得しませんよな。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） ちょっと田中議員は勘違いされていると思います。検討委員会、現状は確かに水質に異常ないと言われましたけども、今後において異常ないなんてことは私は聞いたことがないですよ。だからこそ、今後2年間は水質検査をなささいということを行っているですから、それは勘違いだと思いますね。拡大解釈したらおかしいと思います。

それで、県が移設をしないとかどうのこうのという話は、まだこれからですよ。県と確認書を交わして、今後これを話し合うというふうに言っているわけですから、県が今、何を言っているかとかは関係ないわけですよ。これからこれを議論しましょうということで、三者で協議するとなっているんだから、今後、それを私は協議すればいいと思いますよ。それを県がしないんだから、そんなもん仕方ないじゃないかと、そんな問題ではないと。私は先ほども冒頭でも申し上げましたけども、3日間ちょっと工事ただけで2トンものタイヤやら金属片やら産業廃棄物等を含んだいろんなものが出てきたわけですよ。こんな状況の中で県がどうのこうの、そういう問題じゃない。僕は県に対してはきちっとこの責任を認めているわけだから、その責任に見合うことをちゃんとやっていただきたいと、そういうふうに思っています。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） そのこの辺が見解の違いなんですけども、要するに県もそのようにしとるじゃないですか。要するに土砂にまじった、尾鷲湾にまじったごみは取りましょうよと、これは初めから言っとるんですよ。それは当たり前のことなんです。それで、実際のことを言いましたら、これは尾鷲湾の方にしたって、船津川から取った土砂にしたって、基準値を大きく下回っとるんですよ、大きく。要するに基準値というのは10万分の1なんです。それを100万分の1、0が1個下回っとる数値なんです。だから、県は移設もしなければとなっとるんです。あなたは、これ、0.01という単位はよくわかっとるでしょうが。これは10万分の1グラムということですよ。それで、船津川のは100万分の7、尾鷲湾のは1グラムの鉛の100万分の6ということですよ。これはね、例えてみればほこりです、ほこり。ほこりが1リッターの水の中に含まれておるということですよ、船津川のも尾鷲湾のも。目に見えやんですよ。顕微鏡で見てみるぐらいしかわからんですよ。要するにここに浮いておるこのごみにひつついとったって、そんなことが言えるんやなど。そんな基準値で国はしません。

それで、例えばするんやったら、だれがしてくれるんですか。移設は尾鷲市でするんですか、県がするんですか。どういうことですか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今までの議論、私が話していることで理解できませんか、田中議員。私は県に対して求めると言っているわけですから、市がやるわけじゃないですか、そんなものは。

それと、確かに基準値の話がされました。検討委員会の中で示された水源地の上にあった土砂のところを取った分については、かなり高い数値だったんですよね。数値の見方はわかりませんが、ものすごい高かった。水源地の上の仮置きしておったところですよ。それと、宮岡先生も、自分の子供には水源地がもうちょっと下やったら飲まされないといいましたけども、あのときもたしか鉛とかは基準値の3分の1くらいだという話もありましたよね。そういう中で、基準値を下回っていても自分の子供には飲ませられないということをはっきり言われました。やっぱり鉛なんかはどんどん体にたまっていきますからね。そういうことで言われたんだと思います。ですから、だれがするんですかって、県に求めるんですよ、これを今から検討してくれと。今から検討するんですから、県がやってくれないんだったら今のままでいいんじゃないかと、私はやっぱり市長として安心して安全な水を提供すると、将来にわたってもきちんと安心・安全なもの、皆さんが不安を覚えない水を提供するということを考えて、県がしてくれないんやったらもうええやないかと、そういうことでは私はないんじゃないかということで臨みたいと思っていますので、どうか田中議員、その辺のところを、三木里にとって悪い話じゃないじゃないですか。ぜひその辺をご理解いただきたいと、もう再三申し上げておりますけども、よろしくお願いします。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 悪い悪いって、要するにこの看板に書かれておるように、これは一種のおどしですな、おどし。私から言わせたらね。確かにあの土砂については、私らもそうでしたよ、尾鷲湾のは見ばえが悪い。見た目に悪い。ごみは取ってくださいと。私らもそれは反対でした。だから、県はそれを山奥の方へ持っていったじゃないですか。あと残っておる船津川にまじっておるものについても、そのごみを取りましよう。だけど、国の基準値というのは100万分の1、要するにさっき言ったような非常に下回っておる。何の問題もないんですよ、尾鷲湾にしたって、船津川の土砂にしたって。それを大げさに、私から見れば、ああいうふうな文言を書いて、要するに住民をおどしとるんですわ。

それで、先ほど申しました、あなたの言われる、あなたの支持していた三木里保全委員会、これはもともと十何人かのメンバーを地区が選んでしとったんですよ。それをたった5人ぐらいが、ほかの委員さんを排除する形で自分らが勝手にやって、住民には自分らの活動を一切知らせない、そういうこともよく承知しております。そんなようなことで、そのメンバーについて、あなたはバスで行った

んでしょうが。バスじゃなかったんですかな。

市長（奥田尚佳君） 調べもしないこと言わないでくださいよ。

4番（田中勲議員） 要するに県庁へ行きましたな。行ったんですな。

議長（與谷公孝議員） 個別に話をしないで、発言の許可を得てやってください。どうぞ続けてください。

4番（田中勲議員） その地区の費用を無断で使って、一切の報告もなく、そういうふうにしてやられたんです。それに対して住民は怒ったんです。だから、保全委員会はもうやめてくださいとって、総会の場で17対6というのは、大体そのようなあれで、要するに県の意向に沿って、そういうふうにごみを取って、三者協議会を立ち上げますという総会があって、17対61で賛同されたんですよ。三木里の地区がそれに沿っていこうということなんですよ。だから、自分は市長でありましたら、じっくりと腰を落ちつけて、地区会主導なんですから、言うことをきっちりと受けとめて、それに対応していかれたらいかがでしょうか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 田中議員、よく調べてから発言してもらえませんか。私は県庁へ行ったときもバスに乗って行ってませんよ。自分の車で行って帰ってきました。きちんと事実関係を調べた上で言っていたきたいと思いますね。

それで、日本語がわかりませんか、田中議員。僕は地区会で三者協議会に臨むということは否定していないと言っているじゃないですか。三者協議会の確認書というのは、これは前市長も押していますけども、6カ条にわたっているんですよ。知ってますでしょう。

4番（田中勲議員） 知っています、そんなことは。

市長（奥田尚佳君） これを議論しましょうと私は言っただけの話で、17対60どうのこうのは問題じゃないじゃないですか。僕は地区会の議決されたことに対して何の否定もしていない。これに対して第1条、第5条に対してきちんと議論されていないから、議論をこれからしましょうよということですから、今後の三者協議会を見守ってくださいよ。ぜひお願いしたい。

それで、大した問題じゃないんだみたいなことを言われていますけども、再三申し上げますけども、この赤茶びた油を含んだ水で、これは本当に見ていて気持ち悪いですね。きのうも見ていて思いましたけど、どうなのかなと思いますし、この土砂を見ても下の方なんかさわただけで崩れてくるんだから。きちんと工事していないんですよ、転圧していないんだから。これは県もきちっと言ってま

すね、転圧されていませんと。きのうも言われていましたので。きちっと工事していないんだもん、これ。これは将来的に崩れてきますよ。可能性は十分ありますよ。こんなやわらかい土ですもん。これは県もきちんと言うてますよ、これは危ないんだと。検討委員会の加藤委員長も言われておるわけですから、危険性があると。だから、道路の安全性ということを考えても、やっぱり県はちゃらんぼらんなことをやったわけですよ。だから、その辺のことを私はきちっとした対応をしていただくと。今、県は何もしないんならしないんだという、そんなことじゃないと思う。

私は前の一般質問でも申し上げましたけども、311号線のところ、九鬼と早田の間にあります。「何人もみだりにごみを捨てると罰せられます 三重県」と書いていますよ。あれは個人がやったら本当は犯罪行為ですよ。そうじゃないですか。ですから、2年前の最初の11月20日、地区会と環境保全委員会が県の検討委員会に出した要望書の中でも、先ほど申し上げた道路の安全性確保ということも言われています。それから、やっぱりこの問題をきちんとしないう限りは、三木里が不法投棄誘発の可能性が十分あるということもうたっています。先ほど申し上げたように、やっぱり三木里海水浴場があると。そういうこともあって、自然を大事にしたまちなんだということで、安心・安全な水を確保していただきたいということを言っているわけですから、私はとにかく三者協議会の中できちっと、先ほど地区会では決まったどうのこうのと言っていますけども、地区会の区長は、この前、30日に見えたときには、きちっと市に沿った形で水源地を求めると、移設を求めるという形で協議に臨むということをはっきり言ってもらいましたし、先ほど申し上げたように、リーダーシップを発揮して市長にもぜひこの問題解決に向けて、やっぱり今の三木里の状態はよくないですよ。その辺、区長もかなり危惧していて、何とか市長、リーダーシップを発揮してくれということとでありますから、ぜひこの三者協議会をしばらく見守っていただきたいというふうに思います。

議長（與谷公孝議員） 間もなく正午になると思いますが、このまま続行いたしますので、よろしく願いいたします。

4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 今、三者協議会、三木里の会長、区長が移設に協力していただきたいと、そういうふうな発言があったということは今初めてお聞きします。私が聞き間違いかどうか知らないですけども、会長にお伺いしたら、そんなことは

全くないと、私が舌足らずであったと申しておりますよ。舌足らずであったと、会長がね。だから、私はこのことを言っておるんです。

それで、私も船津川の土砂のことについて、申されるまでもなく油のにじんだような、それはもう何度となく見ております、今まで。そんなことは言われるあれないんです。私も見ております、あんなものは。それは、県の検討委員会さんは、油分、少し油脂みたいなものがまじっておった、これは基準値を下回っています、害はありませんと結果が出たんじゃないですか。それで、今の積んである船津川の土砂の中には、船津川の下流部、海に近いところから取ってきたものがあるから、そこには塩分濃度が少し高い、だから、これを2年間は追跡調査をなさいよとなっとるじゃないですか。ほかのごみは取りましょう、そういうことで塩分濃度が高いから、ほかについては問題はありませんよということなんですよ。それを追跡調査を2年間していきましょと、それが結論じゃないですか。そういうことなんですよ。だから、県はこの0.01、リッター当たりのミリグラム、これの基準は、三木里の船津川についたって尾鷲湾のしゅんせつした土砂についても100万分の六、七なんですよ、1グラムのリッター当たり。だから、しませんよと言うとるのは当たり前のことですよ。それに楯突いてどないするんですか、国に。あなたは、その辺どない思いますか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） いや、私は国に楯突いてというのはちょっとどうかなと思うんですけど、確かにこういうまちですので、県や国の助けを得ています。これからも得ないといけませんでしょう。でも、県が悪いことをしたというふうに認めているわけですよ。県の前所長でありました土井さんも何度となくこれは県の責任ですと、申しわけありませんでしたと、何度も聞きました。そういう状況の中で、私は、それは県が責任を認めているんだから、今、三木里地区は混乱しているわけでしょう。ですから、その責任もあると思うし、やっぱり僕は悪いことは悪いんだと是々非々でやりたいんですよ。だから、県に対しても楯突くとかそんな問題じゃなくて、悪いことをしたんだから、私は市民の生命・財産を守る立場として県に物を申さないといけないときは申し上げないといけないと。物をちゃんときちんと申し上げて、それによって県がきちんといろんな回答をしてくれる。そういうことの繰り返しの中で、私は本当の意味での県や国との信頼関係が生まれると思うんですよ。楯突くとか、じゃ、何も市は言うてはいけないのかという問題では私はないというふうに思います。ですから、私はこの問題についてもきち

っと県と話し合って、本当の意味での県との信頼関係を築いていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 先ほども言いましたように、要するに県が尾鷲湾のしゅんせつ土を持ってきた時点で、これは見ばえが悪いんですよ。中身は悪くないんですよ。いや、中身というか、検査をして持ってきたんだから。0.07、1グラムの100万分の7、そういうことが科学的なデータで化学物質はそのくらいしかまじっておりませんよということなんです。ただ、見ばえが悪い。私らは見た目も悪かったと思ったけども、それは撤去しましょうよ、ごみは撤去しましょうよといって今もそれはやっとなるんじゃないですか。

それから、これはいつまでたっても平行線のままですから、看板撤去についてどのように思われますか。これは三木里だけの問題じゃないですよ、今。三木浦はもちろん、こういうことが世の中に宣伝されてみなさいよ。漁獲高に影響があるんじゃないですか、影響が。あなたはそのことを深刻に受けとめなさいかんと思うんですけどね。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 田中議員、僕はどうかと思うんですけど、先ほど申し上げたように、県は何も大したものを持ってきていないという言い方をされますけど、さっきも申し上げたじゃないですか、私は。今、3日間やっただけで、2トンものタイヤやら、どでかいタイヤですよ、1メートルを超える。それから金属片、いっぱい出てきましたよ。水源地の上に仮置きされておったものが、一たん下へ持ってきましたけど、当時の2年前の一山の中から10トンもの金属片とかいろんなものが出てきたんですよ。それでも県は何も持ってきていないということですか。その後、試掘した後でも4トン出てきたんですよ、4トン。出てきとるんですよ。これで県は安全なものを持ってきとるんですか。その認識は、私は理解できないので、これはこれ以上申し上げません。

看板の件につきましては、先ほども申し上げたように、八十川を守る会という人たち、いろんなことを考えたと思います。その中で、これまで田中議員が言われるように、かなり責任を認めながらも強気な構えで来ている。市はどうかといったら、私も一般質問を2回やりましたけども、全然前向きにとらえる形じゃなかった。そういう中で、あの八十川の問題を何とかしたい、そういう思いの中で、私は戦術の一つということを、この前、八十川を守る会の方、三木浦漁協との話

し合いの中で言われていましたけども、私は戦術としてああいう方法しかなかったのかなというふうに考えております。

ですが、田中議員、看板が悪いというのは、ちょっと私は議論が違うんじゃないかなと思うんです。なぜ矛先が看板に行くのか。八十川を守る会の人たちは、八十川をちゃんとしたいということでやっているわけですよ。だから、なぜ田中議員が、地元議員として責任を認めとる県に対して矛先は向かわずに看板に対して向かうのか、その辺のところを私は理解できない。もっとその辺の、この前の議論の中でも三木浦漁協の方々はある一定の理解を示して帰られたと思うんです。ですから、そういうことを踏まえて、だったらどうしたらいいんだと、だったら看板を取ってもらうためにどうしたらいいのかと、そういうことをまじぐるみでこの問題を通じて真剣に、田中議員も県は何もせんのやで今のままでええんやというような、そういう議論じゃなくて、この問題を解決するために、あの看板を外してもらうことも含めて、本当に今までどおり三木里地区が平和な状況に戻る、そういうふうにするためにはどうしたらいいのか、私はそういう前向きな議論をすべきだと思います。

ですから、私は、この前、婦人会との話の中でも、会議の中で、先ほど田中議員も環境保全委員会がどうのこうのという話がありました。私は過去は過去でしようとして婦人会長に申し上げました。過去は過去なんやから、過去のことは置いておいて、この問題を解決するために話し合いましょうよと、前向きに話し合いましょうと言って私は帰ってきたんですよ。ですから、そういうことを踏まえて、ぜひ私もこの看板のことに対しては危惧していますので、今後、八十川を守る会の方々とも話し合っていきたいなと思っています。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） 三木浦の尾鷲市水産振興協議会から送られてきた文書を見ますと、この看板によって、当地を訪れる外来者はもとより、これに驚き、またインターネットなどで情報化時代の昨今、全国的に発信されるのではないかと、尾鷲の魚離れが起きるのではないかと、賀田湾のみならず尾鷲の魚全体のイメージダウンになる、だから看板の文字を取ってほしいとか、将来にわたっては看板を取ってほしいと、こういうことなんですわ。あなたもご存じでしょう、こんなもの。見とるでしょう、尾鷲市長やったら。これは組合長の了解のもとで私は言うてるんですよ。これは了解をいただいて、この文書です。そのことについて、あなたはどうか考えておるんですかということ聞いておるだけの話でして、ほかの

やごちゃ言うことは何もないです。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） だから、先ほど申し上げたように、これは2日前の6月8日にある議員が介して間に入って、三木浦漁協と八十川を守る会の方々が話し合ってるわけですよ。そういう中で、三木浦漁協の方々の気持ちも十分わかりますよ。ただ、私は聞いていまして、問題の本質をちょっとはき違えているというか、まだ事の経過というものをよく理解していない方々ばかりでして、そういう意味では、三木浦漁協の方々も三木里の今の置かれている状況というのをよく理解されて帰られたと思うんですよ。ご心配されるのはよくわかります。あの「猛毒」という文字を消せということでありました。そういうことでありましたので、気持ちはわかりますけども、だったら、私はあの中でも話がされていましたが、この問題を一緒になって解決していこやないかという話が出ていましたけども、そういう問題も出てきているわけですから、そういう意味で、田中議員、私は早急にこの問題を解決したいと、私はわざわざ公約にも入れたんですよ。16の公約の中に入れました。有権者の方々に送るはがきの中には、その16の中から10個を選んで入れたんですね。その中にわざわざ私はこの三木里・八十川土砂問題の早期解決ということを入れたんですよ。このことに関しては、いろんなことを私は言われました、支持者の方々は。なぜ三木里だけ入れるんやということをかかり言われた。でも、私は、この問題というのは非常に大きな問題やし、この問題を早急に私は解決したいと。だから、今、田中議員が言われることもよくわかりますよ。三木浦までそういう問題が波及しているのかなと。だからこそ私は早急に解決したいと。そういう意味では、いろんなことがありましたけども、早急に三者協議会をこの前に開きました。そして、今後、三者協議会の中で県とも話し合いを進めていきたいというふうに考えておりますので、どうかその辺のところをご理解いただきたいというふうに思います。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） あなたも民主主義の大原則によって、今回、新市長になりましたな。わずかというか大差ではなかったけども。この八十川の会の皆さんの看板は、民主主義によって三木里の地区会の総会において否定されておるんですよ。三者協議会のこの2番の協議をしていきましょうということも、これは総会で決まった民主主義のルールにのっとったものなんですよ。これをぶち壊しておる八十川を守る会、それをどう思うかということなんですよ。あなたも民主主義のそ

それを破ってまでしてもよいと考えておるんですか。そんなことはありませんでしょう。このことは、それを踏みにじるんですよ、民主主義のルールを全く。これは暴力じゃないですか。この看板が幾ら本当のことが書かれようとしておるかも何かわからんけども、そない思いませんが、これを全く無視しとる行為なんですよ。これをどう思うかというんですよ。あれは地区会が一たん撤去したんですよ。それを翌日にすぐ立てる、これはどう思われるんですか。それにあなたはひつついとったんじゃないですか。どう思われるんですか。助言をして、わざわざあなたが来たり、八十川の会の代表ともこの前でよく会ってと、私は聞いたことも何度もあるでしょうが。そしたら、署名してきましたと言いましたな、あなたは。だから、そういう大原則を覆してまでやっておる八十川の会の看板を、あなたが、これは間違いですよと、これは三木里の地区の皆さんから支持をされておられませんとはっきり言って、まずその撤去をすることから始まっていくのが本当のことじゃないんですか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 田中議員、それは取り消してほしいんですけど、くつついとるとはどういう意味ですかね。私はその看板について、私が看板をつけよとか、そんな指導をしたことも一切ありませんし、くつついとるとはどういうことですか、それは。それはちょっと言葉が過ぎますよ。幾ら私に暴言やということを冒頭言われましたけども、そういう言い方というのは、私はこの議場にふさわしくないというふうに思いますので、ぜひその辺、言葉を気をつけてくださいよ。

それで、何度も何度も申し上げますけども、私は看板がいいとは言っていないでしょう。それは、ああいう形で表現せざるを得ない状況だったと、さっき申し上げたじゃないですか。このことも踏まえて、私は今後、八十川を守る会の方々とも話し合うと言ってるわけじゃないですか。もう少し日本語を理解していただきたいというふうに思います。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） だから、私が言うとするのは、失言であったかどうか知りませんが、要するにあなたは何度も何度も話し合いの場に、八十川の会の会合の中に入っていったんじゃないでしょうか。違いますか。そうでしょうか。違いますか。言うてください。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） いや、それは話を聞いたりとかいうのはありましたけども、く

っついてどうのこうのとか、そういうことは絶対ありませんよ。私は三木里のためにどうしたらこの問題が解決するのかということで日々努力しているわけですから、くっついてるとかそういうことは私はないというふうに申し上げます。

議長（與谷公孝議員） 4番、田中議員。

4番（田中勲議員） それはそれとして失言であったかどうかわかりませんが、あなたはそういう会、一つの団体の中にずっと入り込んでいったということは事実でございますわな。それで……。

議長（與谷公孝議員） はい、田中議員に与えられた時間は過ぎましたので。

4番（田中勲議員） 最後によろしいですか。

議長（與谷公孝議員） どうぞ。

4番（田中勲議員） 民主主義にのっとして、三木里のこういうことになった、看板を撤去した、それについてのことをあなたに尋ねておるんですよ。それがええのか悪いのか、どっちですか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 確かに私はいいとは思っていませんけど、何度も申し上げますように、今後、海開きもこれから開かれますし、去年も実は海水浴客というのは激減しとるんですよ。こういう問題があって、幾ら観光や観光やといっても、まちの中がこういう状況ですと、私もこの数十年の間で初めて海水浴に行きませんでしたわ、去年。

議長（與谷公孝議員） 市長、簡潔にお願いしますね。

市長（奥田尚佳君） はい。そういう状況で、いろんなことを含めて、私は早急にこの問題を解決したいと思っていますので、田中議員の言われることも一理あるかなと思いますけど、ただ、田中議員、何度も申し上げますけども、地元の議員ですから、ぜひ今の状況を何とか打破できるように、ぜひご協力いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 以上で一般質問を終わります。

ここで休憩をいたします。午後は1時30分より再開いたします。

〔休憩 午後 0時19分〕

〔再開 午後 1時30分〕

議長（與谷公孝議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、11番、濱中佳芳子議員。

〔 1 1 番（瀨中佳芳子議員）登壇 〕

1 1 番（瀨中佳芳子議員） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

梅雨とはいいいながら、いい天気にも恵まれました。しばらくおつき合いをいただきたいと思います。

三重県に初めて高速道路ができたのが昭和 5 0 年 1 0 月、それから待ちわびること 3 3 年がたち、やっと東紀州に自動車専用道路ができ、供用が始まりました。これから予定では平成 2 5 年度までに近畿自動車道紀勢線が尾鷲北インターまでつながり、南は熊野市までの整備が進むことになります。

平成 8 年に尾鷲北インターが整備計画路線に昇格し、その後の 1 2 年間の間にも幾度となく進捗の危機があった中で、歴代の市長を始め、この道路を望む多くの方々の努力の結晶であると感じております。この道路は、ただ単に時間距離を縮めるだけでなく、この地方特有の豪雨により、すべてのことをあきらめなくてはならない悲しい事情からの脱却になくなくてはならない命の道であると確信をしております。どこにも負けない海の幸、山の幸を持ち、観光資源に恵まれ、中京圏、関西圏の商業圏を近隣に控えながら、安定した輸送ルートを確保できないことでほかの地域に一步も二歩もおくれをとってまいりました。

東海、東南海の大地震の想定で、陸の孤島になることは言うまでもなく、高度医療の発達した現在において、命さえも天候次第で運を天に任すしかないこの地方が、この道路によってやっとほかの地域と同じスタートラインに立てる機会を与えられたのではないかと感じております。

しかし、一方で、高速道路の整備に関しては、その完成によりストローク現象を起こし、期待とは逆に寂れていった地域もあります。この地域でもそのような心配の声を少なからず聞いております。あくまでも道路は道具であり、それを使いこなすのは人間の知恵であるはずで、これから完成までの約 5 年間の取り組みが、そのかぎを握ることになると考えております。

そこで、今後の尾鷲の方向性を示す基本となるであろう第 5 次尾鷲市総合計画の後期基本計画が昨年示されております。そこには道路整備により変化するであろう尾鷲市の方向性が考えられたものになっていると思うのですが、市長が交代されたことにより基本計画の大幅な見直しを考えられているのか、それともこの計画を継続されていかれるのか、お尋ねしたいと思います。

次に、学校施設の耐震化計画についてお尋ねします。

せんだつての中国の大地震で多くの生徒・児童が犠牲になり、その衝撃は言葉

に尽くせないものがありました。市長の公約にも、子供たちの安心・安全がうたわれており、そのご配慮には感謝申し上げるところであります。よその国の不幸を我が身に置きかえることで、不謹慎かとは思いますが、国の制度も変化が見られる見通しになり、これもまた喜ばしい材料であるかと思えます。

昨年度に示された9年にも及ぶ耐震計画では長過ぎるということ、文部科学省からの「最長で5年、できれば二、三年のうちに整備を」の通達に従い、計画の大幅な見直しは子供たちの安全を願う保護者にとって、とても心強いものであります。ただ、改築予定であったものが補強で済ませようとするならば、その安全性の説明がしっかりしたものにならなければならないと思います。

昨年度の耐震診断の結果報告では、その対象となる校舎のI s値が示され、尾鷲小学校の木造校舎は耐力度が示されました。今後、これらの対象校舎が改築されるのか、補強で済ませるのかを判断されるためには、これだけのデータで決定できるものではないと思われます。特に改築予定であった校舎について、補強で済ませるためには判断材料は何が必要なのか、これからの調査はどのようなことがなされるのかお尋ねします。さらにその調査結果を踏まえ、今後、実際に現場での事業がスタートするまでにどのような手順で計画が進んでいくのか、それぞれの学校についてご説明いただきたいと思えます。

先日、委員会視察で訪れたさぬき市において、配置計画や施設整備においては、いかに関係住民に説明責任を果たすかということに重きを置いていると聞かされました。一つの学校を対象に1年間で回数にして昨年度は54回の説明会が開かれたと聞かされました。学校耐震計画においては、莫大な費用がかかり、財政当局におかれましては苦しい思いをなさっていることかと思えますが、費用の捻出や補助メニューの選択などは行政サイドの都合であり、今、保護者を始めとする関係住民にとって、生徒・児童の安全を確信するためには、より詳しい現状説明と今後の計画がしっかりとした根拠を持って示されることが重要であると考えられます。

以上、よろしく願いいたします。

議長（與谷公孝議員） 市長。

〔市長（奥田尚佳君）登壇〕

市長（奥田尚佳君） 濱中議員のご質問にお答えいたします。

まず、後期基本計画を見直すつもりがあるのかないのかということですが、基本的には、私は前市長の時代につくられた総合計画等については変更する気は

ありませんので、まず、それでよろしいですかね。

それで、高規格道路、熊野尾鷲道路、それから紀勢道を含めて25年度開通を目指して、今、進んでおります。先日、国交省の方からも言われたんですけども、25年に開通はするけども、そのときに観光とか、いろんなことを考えていては遅過ぎると。だから、市長さん、今年1年ですよと、この1年ぐらいできちっとした魅力づくりというものを、尾鷲市として人を呼び込める、そういうことをきちっとやらないと遅いですよということをはっきり言われました。ですから、それを肝に銘じて、今後、先ほど言われたストロー現象とかそういうものがないように進めていきたいというように思っています。

そういう意味では、18年の1月から19年の12月、2年間にかけて、この間、庁内で行われた高規格道路活用集客プロジェクト、その中でいろんなことを考えていただきまして、その活動報告が今、まとまっておりまして、それを今、各担当課でどう具体的に、やれるものはやっということうことで進めている状況でありまして、そういう意味で、現在、都市計画マスタープランも作成しておりますけども、そういうものにも活動報告書の中で使えるものと言ったらあれですけども、役に立つものはどんどん取り上げよということで、今、その作業を進めている状況であります。

それと、県の方も広域での観光ということが非常に重要であると。そういうことで、東紀州観光まちづくり公社とか、それから先日設置されました、東紀州だけじゃなくて伊勢志摩も含めた南三重の活性化協議会というのも、この前、できましたけども、そういうところで何とか広域で連携して、この地域の魅力をどんどんアピールして、そういう意味でこの地域産業を盛り上げていきたいというふうに進んでいますので、本市としてもそういう形でどんどん進めていきたいというふうにご考えております。

それで、耐震の話ですけども、所信表明でも申し上げましたけども、昨年9月に整備計画が示されまして、それが35億円の費用で9年間かかるということでありました。ですが、9年というのはちょっと遅過ぎますので、ですから、早急にこの耐震化を進めたいなということで、今、計画を練っております。ただ、今の尾鷲市の財政を考えますと、この35億円の計画ではまず無理と。財政の方にも確認しましたけども、これをやると間違いなく財政再建団体に陥るというような可能性もあるということをおっしゃっていますので、ですから、財政面のことも含めて、今、検討を進めています。

ただ、今年度の4月になって、文部科学省の方から早く耐震補強をなさいと
いうことで、3年以内にやりなさいと、遅くとも5年以内には耐震補強をなさ
いよというような伝達もありまして、さらに中国の四川大地震の教訓もありまし
て、耐震補強工事への国庫の補助率、それを引き上げようという動きもありまし
て、それで今週も地震防災対策特別措置法という法律が改正される見込みじゃな
いかということもあります。ですから、四川大地震のことを喜んではいけません
けど、本市にとっては国の政策が変わってきているということであれば、尾鷲市
にとっては追い風になっているなという状況でありまして、そういう動向を見な
がら可能な限り耐震補強を早く進めて、児童・生徒の安全を確保していきたいと
いうふうに考えております。

議長（與谷公孝議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 総合計画は基本的には継続で進めていくということで、
そうなりますと、高速道路の速やかな事業推進が望まれるところであることは同
じ向きで考えられていることと確認いたしました。しかし、今、聞かせていただ
きました、これからでき上がるまでの5年の間の今後1年が重要でないかとい
うご理解をいただいているところも本当に心強く思うところでもありますけども、た
だ、この道路特定財源の一般財源化の議論があった中で、これはもうほぼ間違い
ないであろうと思われま。この一般財源化の議論、中央の議論にこの場でどう
こう申し上げるつもりはないんですけども、これからさらにもっと真に必要な道
路の位置づけが重要になってくると思っております。命の道の観点からいえば、
この地域の道路整備にむだはないと胸を張っているところなんですけれども、そ
の中で一般財源化されますと、各地方、胸を張って真に必要な道路であると言っ
ているところがたくさんある中で、やっぱり優先してやっていただくためには今
後のアピールがかなり大切になってくると思えます。

この道路が中央に対してどれだけのアピールをできるかは、この道路を地元が
歓迎していること、しっかりした利用計画のもとに整備効果が発揮できるかどう
かということになってくると思えます。今のところ、幸いに熊野尾鷲道路は当初
の予測の2倍近い利用数だということで、喜ばしいことだと思うんですけども、
ただ、今後さらに延びてくるであろう紀勢線のことですとか熊野までの道がどう
やって市民の生活に貢献するかということは今から幾つかのポイントで確認して
いきたいと思えます。

先ほどもお聞かせいただきましたように、庁内のプロジェクトなんかはかなり

率先しているんな企画を立てていただいております。報告書も読ませていただきました。結構細かいところまで行き届いた計画で、本当に感心するところでありましたけれども、この総合計画の重点プロジェクトの中に、観光や市外との経済流通に関して多くが示されておるように感じるんですね。確かに産業振興の観点からはとても重要な部分であることは理解しておるんですけども、道路の利活用において、特に高速道路がこちらに延びてくるに当たって、まず定住の住民満足度の向上、これは基本であるということを改めて確認しておきたいと思えます。市長公約の中にも定住の住民に対する福祉、教育、住民サービスといった点がかかなり多く盛り込まれておったと思うんです。これは住民にとって歓迎するところだと思えるんですね。

そこで、まず1点目として、市内の交通体系についてお尋ねしたいと思います。今回の熊野尾鷲道路の供用に伴って、南輪内の福祉バスが検討されていたものがあるんな理由から再検討となりました。これに関しては、尾鷲市地域公共交通活性化協議会の設置がなされるということなので、ここの議論を見守りたいと思っております。しかし、ここには須賀利地区の交通に関して触れられておりません。実はこの基本計画、総合計画の中にも、交通の基本政策の中に、須賀利の巡航船利用のあたりが課題として載っております。今後、そのあたりが検討されていくのではないかと思えるんですけども、ただ、須賀利に関しては、現在、巡航船が運航されておりますが、これが今、日曜日がお休みになっております。

観光資源が期待もされておりますけれども、それ以上にふだんの生活において、特に須賀利地区は高齢化が著しいんですね。6月1日現在、全人口344人のうち65歳以上の方が209人いらっしゃいます。60%以上になっています。このうちひとり暮らしの方が約60人を超えております。また、その半数以上も3分の2近くが女性のひとり暮らしなんですね。この中のどれだけの方がご自身で運転されるか、それはちょっと調査がされておられませんけれども、恐らくほとんどの方が公共交通に頼っての生活だろうと思えます。これはもう今後5年10年と経過する中で、確実にこの数字が上がっていくものと思えます。今回は須賀利の数字を挙げさせていただきましたけれども、須賀利に限ったことでなく、各出張所管内の高齢化が進んでいるところには同じような状況があると思っております。健康でずっと年をとっていくことはだれもが望むところなんですけども、この交通体系の中において元気な方には介護の有償送迎も頼るわけにいかないんですね。かといって、町内だけにとどまって生活ができるかといいますと、今の

出張所管内、それではかなわないものが多いです。

これからの課題として、単に交通体系の問題だけでなく、福祉の観点からも持続可能な5年10年、そのスパンの事業計画が望まれると思うんですけれども、どのようにお考えになるのかお聞かせいただきたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 濱中議員の今の質問の中で、交通体系の見直しの件でありますね。その前に、先ほど真に必要な道路ということで、道路に対する思いということをおっしゃっていただきましたけれども、先日6月4日に全国市長会が東京の方でありまして、その中で一般財源化を反対するというので、都市部の市長さんらも皆さん賛成していただきまして、国の方にそれを申し上げるということになっています。それと、7月もこの東紀州地域の市町の首長で、その辺も含めてまた陳情することになっておりますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それで、交通体系の見直しの件ですけれども、ご存じのとおり、先日、地域公共交通活性化協議会が設置されまして、今後、今、議員の方から5年から10年のスパンということをおっしゃっていただきましたけれども、当然そういうスパンで長期的な展望に立ちまして、今後、今の尾鷲市の財政の中でより濃いサービスを提供していくということを考えるに当たって、この地域公共交通活性化協議会を設置しましたので、この中で本当にどういう交通体系が尾鷲市にとっていいのかということをお話ししていただくつもりであります。詳しくは担当課の方から説明させていただきます。

議長（與谷公孝議員） 福祉保健課長。

福祉保健課長（宮本忠明君） 公共交通体系の見直し作業につきましては、私ども福祉保健課が高齢者とか障害者を担当しておりまして、非常に関心がございます。南輪内地域のバス路線だけでなく、市内の公共交通の過疎地域の検討も含めて、担当課の方に要望しているところでございます。

今、議員さんがおっしゃったように、福祉有償運送という制度がございますが、基本的には介護認定で要介護2以上の方が利用が可能です。ただし、要支援1、2、もしくは要介護1の方は基本的には利用できませんが、ひとりでの乗降が不可能な場合には利用可能な制度となっております。したがって、健康な高齢者であるとか特定高齢者の方々は、この福祉有償運送の制度を利用できない仕組みとなっております。理由は簡単で、他の公共交通との競合を避けるという意味合いで福祉有償運送が特に特化されている制度でございます。

現在、国、また県におきましても、こういう高齢者、福祉の基本的な流れを少

し説明申し上げますと、まずは在宅での生活を維持していこうというのが大きな命題です。その次に、在宅での自立的な生活が不可能な場合には、施設のショートステイ等を一時的に利用する形の中で、できる限り在宅で生活していこうと。3番目に、最終的に介護者がいないとか在宅での生活が不可能な場合には施設へという、この3段階の流れになっておりまして、三重県におきましても、去年の12月に三重県地域ケアプランをつくりましたけれども、やはり在宅での生活を維持していくためのインフラ整備というものが一番重要であるという位置づけをされております。

今、議員さんが言われましたように、尾鷲市におきましても、高齢化というのは当然なんですけれども、尾鷲の場合には高齢化と同時に過疎化が進んでいると。結果として、ひとり暮らしの高齢者、高齢者夫婦世帯が増加しておりまして、尾鷲市全体で約7,300名ほどの65歳以上の高齢者がおられますが、単身高齢者が2,000名、高齢者夫婦世帯が約1,500世帯ですので3,000名、合わせて7,200名の高齢者のうち5,000名強が単身高齢者か、もしくは高齢者の夫婦のみの世帯というような状況になってきております。全体的に出張所管内で、私どもは昨年10月シンポジウムを開催した一つの大きなテーマというのが、ひとり暮らし高齢者、また高齢者夫婦世帯が住みなれた地域でいつまでも安心して住むというスローガンで進んでいるけれども、何が問題なのかということできいろいろと議論しましたけれども、基本的には病院等への通院の手段があるのかないのかという問題、あと、これだけ周辺集落における食料品店がなくなってきたという状態の中で、いかにして日常生活用品の食材を確保するのかというのが大きな課題であるなと思っておりまして、その部分においては、失礼ですけども、出張所管内と旧町内でいえば地域格差というのが厳然とあるなと思っております。そういう部分でいえば、単身高齢者とか高齢者夫婦世帯、先ほど議員さんが言われました須賀利の地域もそうですけれども、住みにくい状況になってきているなど。それを公的な部分でもってどのようにカバーしていくのかという部分でいえば、確かに今回設立されました尾鷲市地域公共交通活性化協議会の中で、高齢者も含めた公共交通の体系、須賀利の場合に非常に厳しいでしょうし、また尾鷲の旧市内でも光ヶ丘地区等では公共交通バスが走っていないという部分でいえば、どういう形でもって光ヶ丘なり須賀利で高齢者の人がひとり暮らしをしていく、高齢者夫婦のみが生活していく、その中で通院の方法であるとか食材確保のルートというのか、インフラ整備をするのかというのを含めて検討してい

きたいと思っております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 丁寧なご説明でありがとうございます。すべてが今後の課題に、これからの検討に入っていくというふうに理解しました。ぜひ市長の全体の福祉に対してという気持ちを強く持っていただく材料にさせていただいて、検討事項としてとどめていただきたいと思います。

実は、ちょうどこの3月議会が終り4月に入ったころ、各地域を少し回っていましたが、周辺地域でもかなりその集落の端っこにおられる高齢者の方とお話をする機会がございました。そうしましたところ、ひとり暮らしの、ご家族がいたかな、とにかく高齢のおばあさんだったんですけども、その方に言われたことが、私は市長さんが新しく変わったことは新聞で存じ上げておりますと。ただ、お顔を見たことがありません。それということは、きっと市長さんもこんな奥にまで私が住んでいるということをご存じないと思いますと。ぜひこういった端っこにも人いるんだということをお伝えしてくださいねと言われましたので、その部分だけお伝えしておきます。

次に、日常生活の庁内の窓口案内に対してお尋ねいたします。尾鷲市では年間約600人の転入者がございます。その中で初めて尾鷲市において生活を始める方、転入届を出す市民課での対応が、この尾鷲の玄関を入ったところの印象、それが尾鷲の印象を左右する大きなポイントになるのではないかと考えております。市民課の転入手続の制度としましては、手続をすれば完了、それは十分に存じ上げておりますけども、例えば小さい子供さんを連れての転入ですとか、あと高齢になってからの初めての生活をすると、そういうところで来たときには、やはり心細い思いでやってくると思うんですね。今後、交通体系が変わってきて、都会との行き来が頻繁になってきますと、団塊の世代をねらって定住移動をお願いしたりとか、そういう誘導もしなくてはならないことがあると思うんです。そういうときに転入者に対して、いかにこの尾鷲の親切さをアピールできるか、そのポイントをつかんでいるのが転入届の市民課の対応ではないかと思っております。

例えば、転入手続をした際に、いろいろな生活情報が各課にあります。ごみのカレンダーがあったりですとか病院の情報があたりということが、決してお金をかけた冊子まで要らないと思います。各課にまたがっている情報なんかのプリントが、クリップどめで皆さんにその場で、ああ、この人には子供情報が要るな、

この人には病院情報が要るなというような、そういった形でお渡しできれば、尾鷲の生活のスタートにより印象を持っていただけるのではないかと。そうすることで、例えば転勤者の方ですと、また外に出ていくこともあります。そういうときには、そういう方々が尾鷲で生活をよい印象で送っていただければ、口コミの宣伝のよい材料になるのではないかと思うんです。これは転入者だけでなく、婚姻届であるとか出生届とか生活が変わるであろう節目の届け出のときに、そのときに欲しいと思われる情報がずっと渡されることによって、その後の手続きのスムーズさというのも変わってくると思うんですね。

この基本計画の中にも、仕組みづくりの中で行政改革の中の効率化という言葉が出ておりました。例えば、財政再建を求め中での効率化は一つの大きな課題だとは思いますが。でも、効率化でその裏腹に人間味がなくなることが少し怖いなと思う部分もありますので、その辺のことは今後どのようにやられていくのか、もし今やっていることがあるのであれば、そのあたりをお聞かせいただきたいなと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 今、議員の方の質問では、総合窓口の件ですけど、その前に市長の顔を知らないという人がおったという話ですけども、確かに私も選挙のときにできるだけ山の中とか、時間のむだだなと思いながらも広く回ったつもりですけども、思った以上に尾鷲市って広いなと、この前も選挙のときに思いましたけどね。できるだけいい意味で顔を覚えてもらえるように今後頑張りたいなというふうに思いますね。ですから、私は別に中心部から離れた方々のことを考えていないということは、決してそういうことじゃなくて、私も名柄町の生まれで輪内の出身ですので、そういう意味では旧町内だけじゃなくて広く尾鷲市全体のことを考えて、今後、市政運営をしたいというふうに考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

それで、今後、団塊世代の方とか、入居者がふえるんじゃないか、転入者がふえるんじゃないかということですけども、本当にそういうことがどんどんあってほしいなと私も思いまして、そういう意味では窓口というのは大事ななと私も思いまして、たしか私が議員時代に何人かの議員の方々と愛知県の高浜市へ行ったときに、高浜市は玄関に入っていくと「いらっしやいませ」と言ってくれるんですね。非常にあれは気持ちよかったですけどね。先ほど議員も言われたように、住民の顧客満足度をどう高めるかということが非常に重要なわけですし、そ

ういう意味では、私も今の総合窓口のあり方ということに対しては満足しているわけじゃなくて、今後、手段としてはホームページを充実させるとか、それ以外にも当然のことながら来訪者の方々に対する対応、少しでも満足していただけるような対応というものをしないといけないと。そういう意味では、窓口対応マニュアルとか、そういうものも必要じゃないかなというふうに考えております。

それと、先ほど議員も言われたように、各課のところのカウンターにお知らせとか、いろいろなものが置いてあるんですけども、それがパッケージというか、一つになっていないというのは私も思っています、そういう意味では、今後、ごみカレンダーとか、それから庁内の電話番号とか、防災情報のものとか、いろいろなものを例えば一つの封筒に入れて一遍に渡せるような、そういう仕組みはできないかなというふうに考えておりますので、早急にそういうことに取り組みたいと思っております。

議長（與谷公孝議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 提案、ご理解いただいたようでありがとうございます。

ただ、最初に、隅々に行くときに時間がむだになるかなと思ったところあたりは、ちょっとそこは多分言葉のあやだとは思いますがけれども、本当に端々の1人の方に会ってお話を聞くことも重要な時間だと思いますので、その辺は言葉じりをつかむようで申しわけないですけども、そういうふうに考えていただきたいと思えます。

そうですね、来訪者マニュアルなんかも、それはあるとありがたいなと思えます。といいますのは、転入者が多いのは4月あたりが結構多いんですね。そうしますと、4月というのは庁内でも異動がある時期でありまして、初めて訪れる方に対して受ける方も初めてであったりということが結構ありまして、その辺の戸惑いで、行政の窓口とか行政自体の組織をご存じの方には許していただくことあるんでしょうけれども、やっぱり窓口に来て、ちょっと待ってください、ちょっと待ってくださいとわかる方を探される間に来訪者の方がいらいらすることもありますので、だれが受けても同じ対応ができるということはある程度大事なのかなと、その辺は思います。ぜひ続けて考えていただきたい。

もう一つ、例としまして、実は市立図書館の方で「おはなしだっこ」というのをやられておりますね。もう3年ほどになると聞いております。市長はごらんになったことがあるかと思えますけれども、ありますか。ないですか。実はこれはボランティアの方々が子供さん相手に読み聞かせをしているんですけども、ゼロ

歳児、1歳児というのが対象で、多分、男の方、子育てに積極的に参加されていないとゼロ歳児に本を読んで反応するのかと思える方もいらっしゃると思いますけど、4カ月の子が喜ぶますよ。そういった行事が毎月やられておるんです。そこに参加されているお母さんが、実はこの春、まだ1歳にならない赤ちゃんを連れて尾鷲にやってまいりましたと。当初、知り合いもなく子育て情報を集めるのも仲間づくりもどうしようかと思っていた。それがたまたま近所の方にこの「おはなしだっこ」を聞きまして来たところ、本当に仲間づくりもスムーズだったし、子供の情報もいっぱいいただきました。安心して尾鷲で過ごすスタートができたんですよというふうに聞かされたので、そういった子育て情報なんか小さい子供さんを連れての引っ越しには重要な情報であるんだなということを実感いたしました。

それで、もう一つ、これはもう総合計画の最重要のところに位置づけされております重点プロジェクト、「まるごとおわせ」を売り出すプロジェクトに係るところなんですけども、ここにはさまざまな尾鷲を売り出す仕掛けがいろいろと今、準備がされていっていると思います。夢古道おわせに関しましても、今年度になって温浴の整備が完了いたしました。やっとレストランと温浴が二つそろったことで、私はここからが本来のスタートではないかなと思います。今後、たくさんの来訪者を迎えるためには、市長のトップセールスを始め、尾鷲市全体が一丸となって外に向かうPRと、それから市内の方たちがそこに集う楽しさをわかっていただく、そして、そこから発信して尾鷲のまちなか、あと出張所管内への波及というところが期待されていくのがこれからかなというふうに感じております。

市長公約の中にも、「夢古道おわせの経営向上」という言葉がございました。ここは指定管理のもとにありまして、市の行政として具体的にどうかかわっていくのか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 議員の今の夢古道おわせの件についての考え方を申し上げたいと思うんですけども、今、議員が言われたように、指定管理者制度をとっております。指定管理料を払っていますので、原則論でいえば、当然、その管理運営というのは夢古道おわせの方になるということでありまして。ただ、今の状況ですと夢古道おわせだけではなかなか難しい面もあるかと思っておりますので、できるだけ情報交換をして協働してやっていくようにという指示は担当課の方にはしております。ですから、担当課の方も思った以上にやっています、このゴールデンウイ

ークも、温浴がオープンしましてたくさんの方が来ていただいたということで、本当に総動員でフォローしたんですね。そういうことをご存じない方が結構いらっしやるんですけども、できる限り市としてはやっているかなというふうに思っております。

それで、今後もまちなかへということもありますので、この夢古道おわせ、それから尾鷲観光物産協会、そういう団体ともしっかり連携をとって、市内における消費拡大、それから全体の地域活性化ということに取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） そうですね、ゴールデンウイークの大変なさなか、市の方の協力体制というのは、人的には私もアクアでも見せていただきましたし夢古道でも見せていただいて、本当に一生懸命やっておられるなというのは感じました。約1年が経過しましたところで、私たちもこの施設が尾鷲市にとって、経営に関しては指定管理でお願いしている以上、その経営にお願いするという話ではあると思います。それで、お手伝いの仕方として、物理的・人的だけではなくて、どういったことができるのかなということを私たちも一緒になって考えるべきであろうということから、ボランティアの方ですとか、今、かかわっておられます地元の方、アクアも含めまして、まちづくりという観点で動かれている方のお話を持つ機会がございました。その中で、ただ単に商業活動だけの夢古道であり温浴施設であるということではないなと感ずることがありました。まず、かかわっていただいている、お手伝いをしていただいている方々のお話の中に、外来者をおもてなしする場所であるけれども、おもてなしをする側でも、皆さんから例えば食べ物でしたらおいしかったよとか、本当に頑張っていますねというお言葉をいただくことでやりがいを持つことができ生きがいにもつながっているという話を聞いたんですね。商業活動である外来者のおもてなし、それを通じて地元の住民の活動の場が広がって、まちづくりの意識が高まって、それで、まちの元気のなるきっかけになると考えますと、これは、経営はもちろん指定管理、でも、それにかかわる各課にまたがったものがいろいろ考えられると思うんです。そのあたり、市長の方で感じるところはございませんか。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 確かに今、議員が言われたように、夢古道おわせ、それからア

クアステーションは市の指定管理、それから、ほかには古道センターは県ということでもありますけども、ただ、指定管理だからということで、先ほど申し上げたように、原則としては指定管理者制度を導入したわけですから、そこですべてやってもらうというのが本来のことですけども、今の状況を見ていて、そういうわけにはいきませんので、各施設において、それぞれの特色を生かしてもらって、そして、体験メニューとか交流イベントなんかも、今、実施してもらっていますけども、そういうことは参加する地域の方のいろんな意味での意識を向上させることにもなりますし、やりがいやら生きがいにもつながってくると思いますので、それはちょっと大げさかもしれませんが、そういうこともありますので、ですから、市としてもいろんな体験メニューの開発とか、それから高齢者の方なんかを始めとする住民の健康づくり活動なんかもどんどんやっていきたいなと思っていますし、そういう意味では夢古道にしてもアクアステーションにしても、社会基盤施設というか、そういうものだというふうに認識しておりますので、市の中でも各課が今後より一層連携して、効果的にこの施設を皆さんが利用できるようにできたらいいなと、そういうふうに思っております。

議長（與谷公孝議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） そうですね、本当に社会基盤としての施設というお言葉を聞きまして安心する思いです。確かに商業活動とか地場産業の推進とか、そういったところに固まってしまうと、ここの施設をフル活用して尾鷲が元気になりたいなという最初の思いがあると思いましたので、食生活の観点とか地産地消のことですとか、あと、それから生涯学習の体験ですとか、あと観光、おもてなしの観点、いろんな形の横つながりのかかわり方が今後広がっていくと思います。そのあたりはまたこれから進んでいく中でおいおい見せていただくことにしたいと思います。

それと、これも最後になってきますけど、まず、さっきの耐震計画の方に移らせていただきます。実は最初の質問の中にありました質問にお答えいただけていないところがありますので、そこだけもう一度重なりますけどもお願いできますでしょうか。改築予定であったもの、これが補強になるかどうかというような、そういった判断はこれからされていくものだと思います。市長の早くやりたい気持ちも理解できます。財政の問題も十分に、それはみんながわかっていることです。ただ、私たちが欲しい情報として求めているものは、現状のきちんとした根拠を持ったデータが欲しいということを申し上げましたので、例えば尾鷲小学校

を例にとるならば、木造校舎は今まで改築ですよというふうに聞かされておったのが、どっちになるかわからない。じゃ、どっちにするかということを決める基準は何だろうかという疑問がわくわけですよ。なので、今後どのような判断材料が必要なのか、調査はどのようなことがされるのか、まず、そこをお答えください。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） この耐震化につきましては、3月にPTAの方々が8,000人を超える署名を集めて前市長にも提出したということがありまして、私もこれはできるだけ早く、そして、できれば尾鷲小とか輪内中、今後また検討せなあかんですけれど、去年9月に示された整備計画にのっとってやりたいということは山々でして、ただ、財政を考えますと、この計画を進めていきますと、去年の11月に財政担当から示されたように、23年度までに18億6,000万円の財源が不足してくると、これは補助金をもらってもこういう状況になってくるということで、私は、本当はこの状況で進めたいと思います。改築のことは改築のところで進めたいと。ただ、これをそのまま進めていくと、明らかに22年、23年度のところで財政が破綻する可能性が極めて高いという状況で、破綻しても構わないとか、そういう議論はないと思うんですけども、やはりどうしても財政ということを考えた上でやらないことには、私も少しでも子供の命を守らないといけないという気持ちを持っていますので、改築という計画のところは改築したいし、そういう意味でも早くやりたいという気持ちは持っておるんですけども、どうしても財政を考えますと、この計画をそのまま進めますと、22年、23年度ぐらいには尾鷲市の財政は行き詰まるということであります。ですから、国の方が4月に示されたように、無理に改築しなくていいよと、補強でいけるところは補強でいきなさいと、それもできるだけ早く3年ないし5年でいきなさいという伝達が出ておりますので、今のところ、その計画にのっとって計画を整備していると。今、計画をつくっている段階であります。

それで、先ほども申し上げたように、今週ですか、地震防災対策特別措置法の改正がありますので、これがどの程度の補助率を上げてくれるのかわかりませんが、今のところ補強ということで計画を進めていまして、この法改正の状況を見て、補助率が高ければ、できたら私は個人的には改築でいけるところは改築でいけたらなど。ですから、今、計画をつくっている段階でありまして、先ほど言われた尾鷲小学校の木造校舎の件が出ていますけども、このことにつきまして

も、耐力度調査の結果を見て、それから、今後、総合的な計画を練っていこうと
いうことで、今、進めておりますので、その段階で計画がまとまり次第、皆様
にお知らせしたいというふうに考えております。

議長（與谷公孝議員） 11番、瀨中議員。

11番（瀨中佳芳子議員） 思いは十分にわかっておりますし、私も同じように考え
てきた1人ですので、その思いをお尋ねしとるのではないのですよ。財政の問題
は十分にわかっております。それで、判断材料が何なのかというのは、例えば今
の説明ですと、お金の都合がつけばやります、つかなければやりませんという答
えになってしまいますよ。そうではなくて、私たちが聞くのは、例えば骨折して
いるけどバンドエイドしか持っていないのでバンドエイドを張っておきますかと
いう話ではないんですよ。まず、その計画を立てるんですよ、どうするか。そ
れで財政も含めて計画を立てるんですよ。財政を含めて立てるまでの話を聞いて
いるわけです。耐力度調査だけで、これは尾鷲小学校の場合ですよ、耐力度調
査の5,500点だけで判断をされるのか、例えば、あそこの周囲の環境も見な
ければならない、そういった話になるのか、もっと言いますと、あそこにはずっ
と懸案になっております運動場への石段があります。あれはきっと今回のメニ
ューの中では補助対象にはならないと思います、建物ではないですから。でも、あ
れは別物になってしまうのか。そういったあたりの計画を立ち上げるまでの知る
べきデータを求めるための調査は何なのかということをお教えいただきたい。そ
れは、もし専門的なことになるのであれば担当の方でも結構です。どうかお願い
いたします。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 多分、議員と私の思いは一緒だと思うんですよ。これは、私も
この計画どおり進めたい。そして、僕は、あそこの木造校舎も改築できるものは
改築したいんですよ。本当に議員の皆様がやれということと言われるんだったら
私はやってもいいと思っています。ただ、財政の問題がありますので、そのと
ころを皆さんが責任を持ってやられるということであるのなら、私もやりたいわ
けですから。ただ、今、財政を考えると、お金のことを言うなと言われるけど
も、今、本当に尾鷲市の財政というのはぎりぎりのところに来ているんですよ。
私も市長になって、議員時代に思っていた以上に財政は厳しいんですよ、今。そ
ういう状況の中で、やれることはやろうと。だから、今、教育委員会の中で話し
ているのは、今、石段の話も出ましたけども、補強でいくのなら、石段のことも

この前もご父兄の方が見えて話しましたが、確かに石段も波打っていて危ないと。だから、やっぱり避難路の整備というのは、その辺のところはきちんと市としてやれる範囲でやらなあかなと私も思っていますし、いろんな意味で、市としてソフト面を含めてやれることはどんどんやりたいというふうに思っています。確かに議員言われるように、お金の問題じゃないと言われます。ですけども、皆さんがどうしてもやれと、尾鷲小の改築は最優先でやれということであるのであれば私もやれますけど、ただ、今の状況では、今週の法改正、地震防災対策特別措置法の改正がどうなるのかということがわかりませんので、そのことも踏まえて、今、検討を進めておりまして、今、耐力度調査だけじゃないかと議員は言われていましたけども、それだけじゃありません。総合計画をこれから組むということで、コンサルも含めてという話も、今、出ていますので、きちんとした形で計画を立てようという段階に来ていますので、その辺のところを見守っていただきたいなというふうに思います。それで、きちっと今、担当課でも進めておりますので、何もやっていないわけじゃないんです。私が就任してから、この問題というのはどんどん詰めていまして、どんどん具体化してきているんですよ。どうしたらいいのかということをやっていますので、皆さんにお示しできる段階になったら、私はお示ししたいというふうに考えております。

議長（與谷公孝議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） すいません、市長、私の説明の仕方がかなり下手なようで、私の言っていることが伝わっていないようなんですけども、やるかやらないかを判断するための材料は何ですかというふうに聞いているわけですよ。というのは、お金がないんですから、議員も予算をいろいろ組み立てていく中でそれはわかっております。だから、お金がなくてもやれというのかという答えを求めているのではないんですね。お金がないですから、それはこっち側もできる限り自分ところの懐勘定を考えた上でできることをやっていきたい。ただ、私たちがお金がなくてもやれなんていう無茶なことは言えないです。お金の問題ではないでしょうというのではなくて、お金を考える以前に、これが改築すべきものかどうかの判断をする、例えば、私がどうしてもやれと言うための根拠が要るわけですよ。例えば、補強で大丈夫ならばというデータが出れば、私たちも、じゃ、補強をやりましょうよ、少しでもお金は節約したいじゃないですかという話にもなるわけですよ。そういった議論の根拠になる調査は何をやるのですかというふうに聞いたわけで、議員の皆さんがやれと言うならやりますよというのは議論のすり

かえになります。やれと言えませんよ、私たちにはデータが出ていないですから。それをやれと言えだけの根拠が欲しいということです。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） だから、先ほどから言っていますように、文部科学省の方から、本来改築すべき建物があっても、真にやむを得ない場合を除いては、今、耐震の技術はかなり進んでいまして、そういう意味で補強できるところは補強でやりなさいというような伝達が来とるわけですね。

それで、先ほど申し上げているように、耐力度調査も一つの例です。それを踏まえて、また、総合計画を練る段階でコンサルを入れるという話もありますので、その中できちっとした調査なり意見なりを聞いて、ですから、いろんな事例とか、それから建築士さんの意見とか、そういうものを総合的に判断した上で、だから、こういう判断基準ですよというのは、今、申し上げられないですけども、そういうことを聞きながら、一部補強とか一部改築というケースも考えられると思うんですよね。だから、そういうことも踏まえて、きちっとした計画が出た上で皆さんに示したいということでもあります。

議長（與谷公孝議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） そうなんですよ、補強でいけるものは補強でいこうと、その補強でいけるための根拠が欲しいという話だったわけですよ。何でもかんでも、もう今にも折れているものを補強でいきましょうという話ではないことはわかっているんですね。かといって、筋交い1本でとまるものまで改築せよという話ではないと思うので、そのあたり、役所的なデータとして何を求めるのかということを知っていましたので、じゃ、それは今は示せるものがないということで理解しておこうと思います。

それで、やりたいか、それをしたいとかしたくないとかという話は、市長はさっきも「私個人的な考えですが」という言葉をお使いになられましたけども、以前から少し気になっておりました。市長というお立場になりますと、「個人的な」という言葉をまくら言葉につけても、すべてオフィシャルなものになるというふうにご心得ていただきたいと思います。

（「そのとおり」と呼ぶ者あり）

11番（濱中佳芳子議員） はい、ありがとうございます。

もし専門的な見解がお話しただけのらでしたら。でも、いいですね、委員会もありますので、そちらの方でお尋ねすることにいたします。

耐震化に計画におきまして、今まで尾鷲市の単独事業にしかならなかった尾鷲中学校の取り壊しについて、これも本当に財政的にいいますと大変なんだと思います。補助メニューがないものを先に持ってくることも大変なものわかります。ただ、今回、私は文部科学省に聞きました。例えば、今までは建物に対して危険であるものを十分に使える状態にするのが目的でありましたけれども、今後、危険建物の対策において、倒れてくるであろうものを取り壊していくということも危険を回避するための懸案であると思われるということですをおっしゃられています。今、耐震の補助メニューは国にしかございませんので、財源確保に向けては国に対するアピールも必要になってくると思います。尾鷲市の事情も含めて、尾鷲中学校のような今まで前例にない耐震対策、そのあたりも国に向けての事業実現にアピールを、最大限の努力をお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、まず、住民の満足度を向上させるための事業は、いずれもやっぱり財源確保が重要な課題になってまいります。市長も常々おっしゃられていますように、本当にこの財政再建、最重要課題であることは間違いありませんし、本当に難しいことだと思います。ただ、これはもう現在の尾鷲市の単独の財源だけで住民がすべて満足のいくようなことはできないことも承知しております。補助メニューを始めとして、国、県とか、あと住民のボランティアの方々、さまざまな連携が本当に不可欠になってきます。すべての市民の幸せで安心・安全な生活を支えるためには、市長のリーダーシップが本当に求められるところだと思います。市長としての言動、立ち振る舞いのすべてが注目されておりますので、その中でその重要性を認識いただいて今後の市政運営にご尽力いただきますことをお願い申し上げたいと思います。

これで質問を終了いたします。ありがとうございました。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） 去年9月に出された計画が35億円ということで、今の補助金関係を見ますと実際には4分の1ぐらいしかなくて、ですから、市の負担が二十七、八億円になってくると。だから、さっき申し上げたように、これは今、私もこの計画どおり、議員も同じ気持ちだと思います、これはこのまま進めたいのは進めたいんですよ。ですが、このままいくと財政破綻することが見えてきますので、これはどうしてもできないと。ですから、今週の法改正がどうなるのか。その中で、私は先ほど個人的にと申し上げました。それはオフィシャルのことです。この補助率が高まれば当然改築というのはできますから、でも、それがどこまで

いくのかというのはわかりませんので、その状況を見た上で最終的に判断をしたいと思っていますけども、決して私は先ほど申し上げた顧客満足度ということを軽視しているわけではなくて、むしろ顧客満足度、住民の満足度ということを常に意識しておりますので、ただ、今、理解していただきたいのは、財政が本当に非常に厳しいと。思った以上に厳しいんです。そのところをぜひご理解いただきたいと。そういう意味で、総合的に考えて財政再建をやりながら教育や福祉ということにもできるだけ力を注ぎたいと思っていますので、どうかご理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（與谷公孝議員） 11番、濱中議員。

11番（濱中佳芳子議員） 本当にお金の都合ということは大事なところだと思います。先ほども申し上げましたように、お金の都合も含めて安心を確保したいという保護者や避難場所として期待している住民の方々には十分な説明をやっていただきたい。その中で財政計画というものは早急につくっていただけてお示しいただくことをお願いしたいと思います。

結構です。

議長（與谷公孝議員） 市長。

市長（奥田尚佳君） そうですね、昨年の飛鳥幼稚園の問題もありますから、きちっとしたPTAに対する説明ということを、この6月議会終了後、各学校、速やかに教育委員会の方でやっていただくと。それで、できる限り私も参加して、PTAの方々に財政のことも含めてお話をさせていただきたいというふうに考えておりますので。

議長（與谷公孝議員） 以上で本日の一般質問は打ち切り、あす11日午前10時より続行いたしますことにいたします。

本日はこれにて散会いたします。

〔散会 午後 2時37分〕